

原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について(答申(素案))
～南北軸線上の眺望景観を中心としたあり方について～

平成30年8月23日
広島市景観審議会 眺望景観検討部会

目 次

P

はじめに

1 検討趣旨

(1) 原爆ドーム及び平和記念公園の役割	1
(2) 原爆ドーム及び平和記念公園周辺における広島市の景観誘導の経緯	1
(3) 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観を保全・形成する意義	1

2 調査・検討内容

(1) 検討の進め方	2
(2) あり方の検討における論点の整理	4
(3) 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観と視点場	5
(4) 南北軸線上の眺望景観における原爆ドームの背景として大切にしたい範囲	7
(5) 南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿	9
(6) 原爆ドームの背景の景観に関するアンケート調査	15
(7) 関係者ヒアリング（平成29年度）	17
(8) あり方の取りまとめ方針	17
(9) 南北軸線上の眺望景観を向上させる植栽計画	17
(10) 南北軸線上の眺望景観のあり方の基本的な考え方	19
(11) 関係者ヒアリング（平成30年度）	20
(12) 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について	20

3 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について（まとめ）

(1) 南北軸線上の眺望景観のあり方について	21
(2) その他の眺望景観(南北軸線上以外の眺望景観)のあり方について	21

・ 質問書	22
・ 広島市景観審議会 委員名簿	24
・ 広島市景観審議会 眺望景観検討部会 委員名簿	24

はじめに

原爆ドーム及び平和記念公園周辺における良好な景観形成に努めることは、原爆ドーム及び平和記念公園の役割をより確かなものとし、平和のメッセージを全世界に発信していくための重要な課題である。

近年、国内外から広島を訪れる人々が年々増加している状況なども踏まえ、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観を一層望ましいものとして確実に保全・形成していくため、できるだけ早期に、より実効性の高い景観誘導の枠組みを構築する必要がある。

広島市景観審議会（以下「審議会」という。）は、平成29年3月29日に広島市長から原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方（以下「あり方」という。）の取りまとめについて、諮問された。

審議会では、「眺望景観検討部会」を設置し、あり方における基本的な考え方の整理や課題への対応策等について専門的かつ具体的な調査・検討を行った。

この度、眺望景観検討部会におけるこれまでの検討結果を、以下のとおりあり方についての答申（素案）として取りまとめたことから、これを審議会に報告する。

平成30年8月23日
広島市景観審議会 眺望景観検討部会
部会長 森保 洋之

1 検討趣旨

(1) 原爆ドーム及び平和記念公園の役割

世界遺産である原爆ドームは、被爆の惨禍を伝える歴史の証人として、平和のメッセージを後世に伝える重要な役割を担っており、原爆ドームを含む平和記念公園は、原爆犠牲者を慰霊し、鎮魂する場であるとともに、核兵器廃絶と世界恒久平和を祈念する場、被爆の惨禍を後世に伝える場、平和を学び・考え・語り合う場、人々が集い、憩う場としての役割を有している。

また、平和記念資料館本館、原爆死没者慰霊碑及び原爆ドームは、南北軸線上に配置されており、この原爆ドームを貫く南北の軸線を生かした景観は、平和都市広島を象徴する景観として、次世代に引き継ぐべき大切な存在である。この軸線の基となった広島都心部の街区の計画の基本は、近世以降の城下町の計画に始まり、戦後の復興計画を経て、現代に継承されているものである。

(2) 原爆ドーム及び平和記念公園周辺における広島市の景観誘導の経緯

ア 美観形成要綱による景観誘導の経緯

広島市は、昭和56年3月に「広島市都市美計画」を策定し、良好な景観形成に向けた施策展開を早くから進めて、平和記念公園及びその周辺の区域については、平成7年9月の原爆ドームの世界遺産への推薦に当たり、「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」（以下「美観形成要綱」という。）を制定し、世界遺産の周辺にふさわしい景観の形成に取り組んできた。

その後、原爆ドームに隣接した街区での高層マンション建設を契機とした景観意識の高まりや、被爆60周年を機に平成18年3月に策定した「平和記念施設保存・整備方針」の中で、平和記念公園周辺の民有地を含む空間整備の基本方針として、「平和記念公園から見た原爆ドームの背景について、世界遺産にふさわしい景観を誘導する」としたことを踏まえ、平成18年11月に、更なる景観誘導の充実を図るため美観形成要綱を改正し、これまでの形態意匠に加えて建築物等の高さ制限を設けた。

平成20年には、景観誘導の実効性を高めるため、景観審議会での審議を経て、景観法に基づく「原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区景観計画（素案）」を作成して地元説明を行ったが、法的位置付けのある高さ制限への理解が得られず、平成21年7月には、議会において当該景観計画（素案）の白紙撤回を求める請願が採択された。

このことを踏まえ、平成22年12月に、高さ制限については景観計画から一旦除外し、当面、美観形成要綱で対応し、高さ制限については全市民的な議論を深めるなど、丁寧なプロセスを経ながら、地元理解の状況も踏まえ検討していくこととした。

イ 景観計画の策定後の景観誘導の経緯

平成23年12月に公表した広島市の市政推進に当たっての基本コンセプト「世界に誇れる『まち』の実現に向けて」では、広島の歴史を伝える魅力的な資源や豊かな水と緑に恵まれた自然を生かした個性的で魅力ある景観の形成を図り、美しく品のある都市景観を創出することを景観形成の方向性として掲げ、平成24年2月以降、原爆ドーム及び平和記念公園周辺での法的位置付けのある高さ制限の導入も視野に、様々なテーマで毎年景観シンポジウムを開催し、建物の形態や色彩、高さなどが調和したまちのあり様などについて、市民・事業者・行政による議論を深めてきた。

こうした取組の中で、平和都市広島を象徴する都市軸の存在や意義、景観を議論するときの視点の大切さなど多くのことを学び、これらを踏まえた上で、平成26年7月、景観形成の方針やルールなどを示した広島市景観計画を策定した。

広島市景観計画では、景観に関する基本的な方針や、形態・色彩の具体的な基準を定めており、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区については、景観計画重点地区として、特に厳しい基準を設けている。さらに、同地区においては、景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱により建築物等の高さの基準を設けて、良好な景観の形成に取り組んできた。

さらに、平成29年1月には、世界遺産原爆ドームを望む眺望景観のあり方をテーマに景観シンポジウムを開催し、各都市における眺望景観の保全の取組や個人の財産権と公共の福祉とのバランスの必要性などについて議論を深めるとともに、同年3月には、被爆70周年記念事業として、市民投票等により選定した広島らしい眺望景観を広く発信するためのパンフレット「Viewtiful(ビューティフル)!ひろしま」を作成し、その中で原爆ドームを望む眺望景観が多くの市民から高い評価を得ていることも確認できた。

また、平成28年5月の米国大統領訪問などにより、この眺望景観が全世界に発信され、これを未来永劫に大切にする必要性が国内外の多くの人々に改めて認識されたものと考えられる。

(3) 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観を保全・形成する意義

広島市では、被爆75周年を迎える2020年までの核兵器廃絶を目指す「2020ビジョン」の積極的な展開を図っている。

原爆ドーム及び平和記念公園周辺における良好な景観形成に努めることは、このような平和に関する取組を推進するとともに、原爆ドーム及び平和記念公園の役割をより確かなものとし、平和のメッセージを全世界に発信していくための重要課題である。

近年、国内外から広島を訪れる人々が年々増加している状況なども踏まえ、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観を一層望ましいものとして確実に保全・形成していくため、できるだけ早期に、より実効性の高い景観誘導の枠組みを構築する必要があると考えられる。その具体的な検討に際しては、まずは原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について、市民・事業者・行政で広く共通認識を深める必要があることから、あり方の内容について検討・取りまとめを行うものである。

2 調査・検討内容

平成 29 年 3 月	広島市から広島市景観審議会に「原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方」について諮問。同審議会に「眺望景観検討部会」を設置。
平成 29 年 8 月	平成 29 年度 第 1 回広島市景観審議会眺望景観検討部会開催
平成 29 年 10 月～11 月	関係者ヒアリング実施
平成 29 年 12 月	平成 29 年度 第 2 回広島市景観審議会眺望景観検討部会開催
平成 30 年 1 月	原爆ドームの背景の景観に関するアンケート調査実施
平成 30 年 1 月～3 月	関係者ヒアリング実施
平成 30 年 3 月	平成 29 年度 第 3 回広島市景観審議会眺望景観検討部会開催
平成 30 年 5 月～6 月	関係者ヒアリング実施
平成 30 年 6 月	平成 30 年度 第 1 回広島市景観審議会眺望景観検討部会開催

(1) 検討の進め方(平成 29 年度 第 1 回部会)

原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観について、平和記念公園の名勝の指定内容、平和記念施設保存・整備方針、広島市景観計画及び景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱における記載内容は以下のとおりである。

ア 平和記念公園の名勝の指定内容

平和記念公園は、公園とその周辺の環境が持つ風致景観が優秀であり、慰靈と平和希求の象徴的な場として芸術上・観賞上の価値及び公園史上の価値が高いとして、原爆ドームの世界遺産登録後の平成 19 年 2 月に、戦後に整備された公園としては初めての国の名勝に指定されている。

平和記念公園は、旧太田川（本川）が元安川と分岐する三角州の最上流部に位置し、原爆死没者の慰靈と世界恒久平和を祈念して開設された都市公園である。昭和 24 年の広島平和記念都市建設法の制定に伴い、平和記念施設事業として記念公園が整備されることとなり、競技設計の公募に応募した 145 点の中から一等に入選した丹下健三氏による作品に基づき、昭和 27 年に着工、同 29 年に完成した。これと並行して、昭和 27 年には広島平和都市記念碑（原爆死没者慰靈碑）が整備され、昭和 30 年には広島平和記念資料館などが完成了。

この平和記念公園の設計コンセプトの柱として、平和記念資料館本館、原爆死没者慰靈碑及び原爆ドームが東西に走る平和大通りに直行する南北軸線上に配置されている。

この南北軸線上の眺望景観は、名勝の指定において『平和大通りから平和記念資料館のピロティと原爆死没者慰靈碑のアーチを経て原爆ドームへと延びる中軸線上の通視は、原爆死没者の慰靈と世界恒久平和への願いを確実に表現するものであり、視覚と慰靈の行為を関係づけようとする丹下氏の優れた空間意匠及び構成が読み取れる』ものとしてその価値が評価されている。



平和記念公園の名勝指定範囲

イ 平和記念施設保存・整備方針

平成 18 年に原爆ドーム、平和記念公園、平和大通り、平和記念資料館などの平和記念施設全体の保存・整備のあり方を取りまとめた平和記念施設保存・整備方針の中で、平和記念公園とその周辺の整備方針において、平和記念公園の軸線上の見通しの確保として、「原爆ドームを頂点とした平和記念公園の中央を貫く軸線上の見通しを大切にする」、「平和記念公園や世界遺産原爆ドームの周辺に相応しい景観形成に努める。」と定めている。

また、平和記念公園周辺の民有地を含む空間整備の基本方針において、原爆ドーム背後の景観誘導の方針として、「平和記念公園から見た原爆ドームの背景について、世界遺産に相応しい景観を誘導する。」と定めている。

「平和記念施設保存・整備方針」に定められた眺望景観に関する内容

該当する区分	眺望景観に関する事項
平和記念公園とその周辺の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○原爆ドームを頂点とした平和記念公園の中央を貫く軸線上の見通しを大切にするとともに、原爆死没者慰靈碑を中心に、慰靈・鎮魂のための「聖域」としての静けさや雰囲気を確保する。 ○平和記念資料館・原爆死没者慰靈碑方面からの原爆ドーム中央部への見通しを遮っている樹木の剪定等を行い、「聖域」としての景観を整える。また、平和記念公園や世界遺産原爆ドームの周辺に相応しい景観形成に努める。
平和記念公園周辺の民有地を含む空間整備の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○平和記念公園から見た原爆ドームの背景について、世界遺産に相応しい景観を誘導する。 <ul style="list-style-type: none"> [想定される誘導例] ◎背後の建物の改修時におけるファサード整備（建物の壁を周辺の環境に馴染む材質・色に変更する） ◎背後の建物の改築時における低層化又は移転

ウ 広島市景観計画

平成 26 年に策定した広島市景観計画においては、原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区を景観計画重点地区に定めており、この地区全体の景観形成の方針として、「世界遺産の周辺に相応しい品格ある雰囲気と都市的なにぎわいとのバランスが取れた都市空間を形成していく必要があります。」と定めている。これは、周辺市街地が土地の高度利用を図るエリアであることを踏まえ、これとの調和の必要性の観点を踏まえたものである。

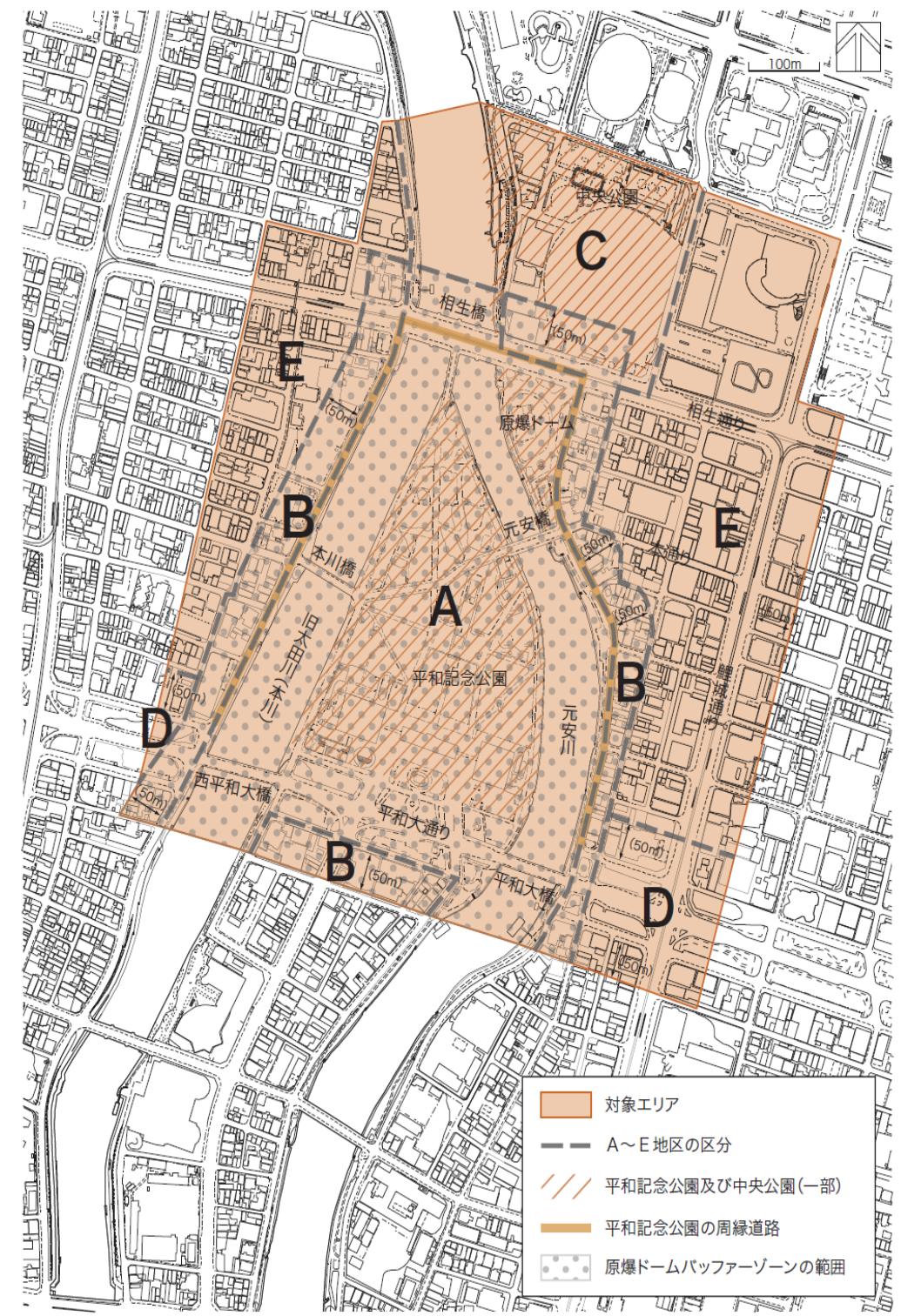
原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区は、その景観特性などを踏まえて、A～E の地区に区分して景観形成の方針を個別に定めている。

このうち B 地区と C 地区において、原爆ドーム・原爆死没者慰靈碑を望む南北軸線上の眺望景観への配慮についての景観形成の方針を定めている。

また、B 地区、D 地区、E 地区において、原爆ドームへの眺望や、平和記念公園からの眺望への配慮について景観形成の方針を定めている。

「広島市景観計画」に定められた眺望景観に関する景観形成の方針

該当する区分	眺望景観に関する事項
原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区の景観形成の方針	<p>原爆ドームは、人類史上最初の原子爆弾による被爆の惨禍を伝える歴史の証人であり、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願う世界の人々の心のよりどころとなっています。そして、平和記念公園は、原爆の犠牲になった多くの人々の靈を慰めるとともに、二度とこのような悲惨な出来事を起こしてはならないという決意を込めて、広島平和記念都市建設法に基づく「恒久の平和を記念すべき施設」として整備された公園で、国の名勝に指定されています。</p> <p><u>世界遺産である原爆ドームを含む平和記念公園においては、市民や国内外から広島を訪れる人々が、平和を祈り、平和を考え、安らぎ、くつろぐことができる環境を整えていく必要があります。また、その周辺地区においては、世界遺産の周辺にふさわしい品格ある雰囲気と都市的なにぎわいとのバランスがとれた都市空間を形成していく必要があります。</u></p>
B地区	<p>原爆ドーム及び平和記念公園を取り囲む地区にふさわしい良好な景観の形成を図ります。</p> <p>ア 北側の区域は、平和記念公園南側から見た南北軸の延長線上にあり、原爆ドームの背景に位置するため、平和記念公園資料館本館下からの眺望に配慮します。</p> <p>イ 東側の区域のうち、原爆ドームに近接する街区については、相生橋から元安橋までの元安川右岸からの眺望に配慮するとともに、これに隣接する街区については、スカイラインに配慮します。</p> <p>ウ 南側と西側の区域は、平和記念公園からの眺望に配慮するとともに、南側の区域は、建築物等のデザインについて特に工夫します。</p>
C地区	<p>原爆ドームの存在感に配慮した景観の形成を図ります。</p> <p>ア 平和記念公園の南側から見た南北軸の延長線上からの眺望に配慮します。</p>
D地区	<p>平和記念公園及び平和大通りからの眺望に配慮した景観の形成を図ります。</p> <p>ア 平和記念公園からの眺望に配慮しながら、平和大通り沿道の建築物等と緑豊かな道路空間が一体となった美しい街並み景観の形成を図ります。</p>
E地区	<p>東西の区域ごとに景観の形成を図ります。</p> <p>ア 東側の区域は、低層階において（中略）、高層階については平和記念公園からの見え方に配慮します。</p> <p>イ 西側の区域は、住宅と商業・業務施設等が調和した落ち着きのある街並み景観の形成を図ります。</p>



A地区（平和記念公園地区）	: 平和記念公園と平和大通り等の道路、河川、河岸緑地を含む地区
B地区（*バッファーゾーン地区）	: 世界遺産である原爆ドームの*バッファーゾーンのうち、A地区を除く地区
C地区（原爆ドーム背景地区）	: 世界遺産である原爆ドームの*バッファーゾーンの北側に位置する地区
D地区（平和大通り沿道地区）	: 平和大通りの沿道の地区
E地区（周辺市街地地区）	: 平和記念公園からの眺望に配慮する必要がある地区

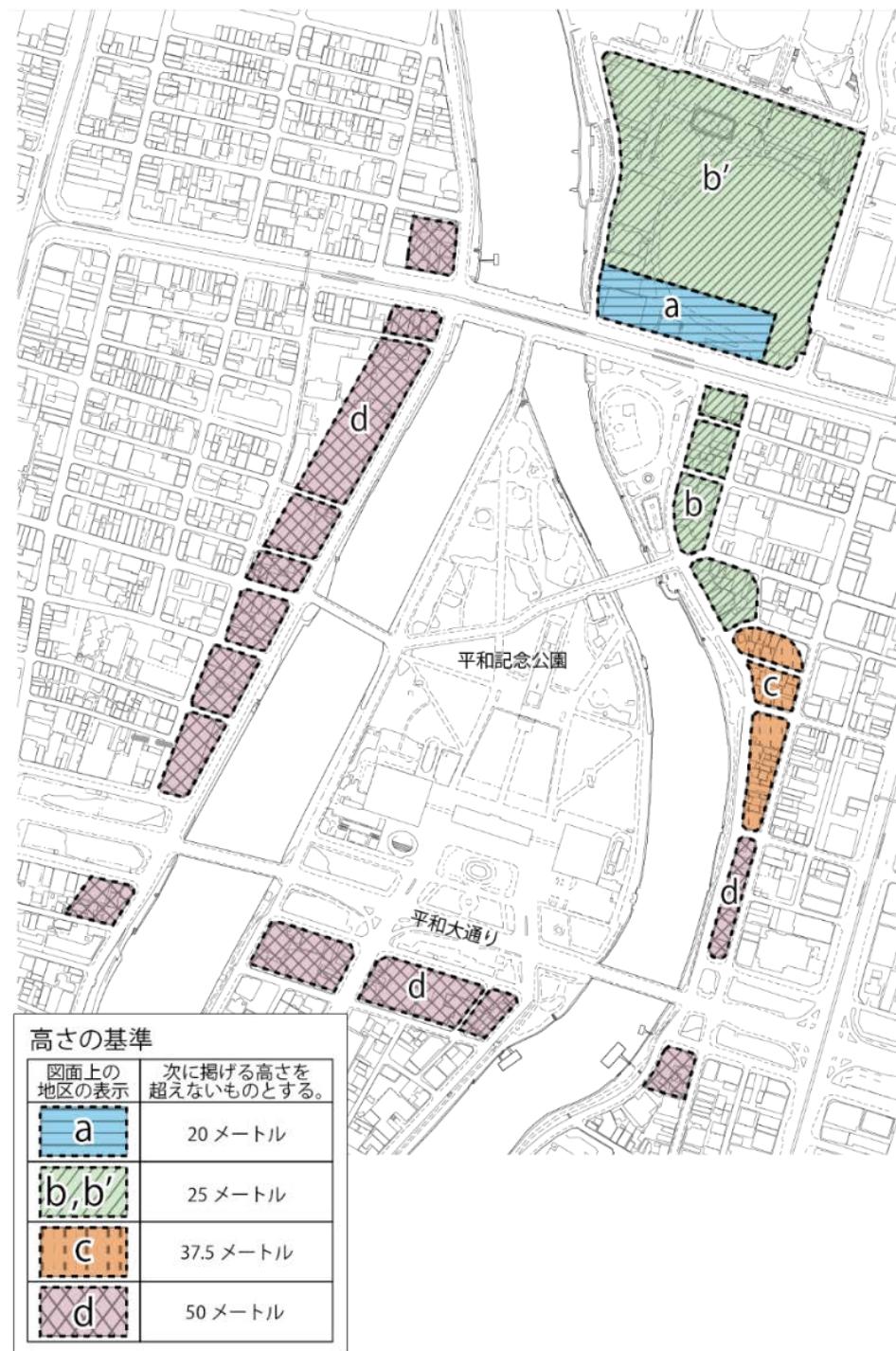
原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区的区分図

エ 景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱

広島市では、景観法の届出等に先立ち、「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」による、形態や色彩に関する協議を行っており、特に原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区においては、建築物等の高さの基準を設けて、良好な景観の形成に取り組んでいる。

具体的には、原爆ドーム及び平和記念公園周辺のバッファーゾーンにおいて、原爆ドームとの位置関係に応じて区分した地区ごとに、20m、25m、37.5m、50mの高さの基準を設定している。

また、これらのバッファーゾーンのほか、原爆ドームの背景に位置する旧市民球場跡地等の一部において、南北軸を見通す景観に配慮し、25mの高さの基準を設定している。



「景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱」の建築物等の高さの基準

オ 検討の進め方

このように、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観の中でも、原爆ドーム・原爆死没者慰靈碑を望む南北軸線上の眺望景観については、平和記念公園の名勝の指定内容、平和記念施設保存・整備方針、広島市景観計画及び景観法に基づく届出等に係る事前協議に関する取扱要綱のぞれぞれにおいて、その他の眺望景観（南北軸線上以外の眺望景観）と比べて、より重みづけをした考え方方が整理されている。

原爆ドーム及び平和記念公園周辺における景観を、平和への思いを高めてもらえるような景観としていく上で、南北軸線上の眺望景観は、平和都市広島を象徴する景観として、特に重要な役割を担っていることから、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方の検討においては、南北軸線上の眺望景観を優先して、これを中心に議論を進め、取りまとめを行うこととした。

(2) あり方の検討における論点の整理（平成29年度 第1回部会）

あり方の具体的な検討に当たっての主な論点は以下のとおり整理し、この論点を中心に議論を進めた。

- ・ 眺望景観の視点場（眺望景観の視点場を設定）
- ・ 眺望景観の目指すべき姿（設定した視点場からの眺望景観の目指すべき姿を整理）
- ・ 目指すべき姿の実現に向けた取組（眺望景観の目指すべき姿の実現に向けた取組を整理）

(3) 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観と視点場(平成29年度 第2回部会)

ア 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の主な眺望景観

原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観については、視点場(※1)と視対象(※2)の関係により大きく四つに類型化できる。

この中でも、原爆ドーム及び平和記念公園周辺における景観のうち、重要な視対象である原爆ドームと原爆死没者慰靈碑、同じく重要な視点場である原爆死没者慰靈碑前が含まれている眺望景観の類型として、視点場と視対象が固定される南北軸線上のビスタ景観(※3)を検討の中心とした。

その他の眺望景観(南北軸線上以外の眺望景観)として、視点場が固定され視対象が移動する原爆死没者慰靈碑前からのパノラマ景観(※4)、元安川対岸などから視点場が移動しながら原爆ドームを眺めるシークエンス景観(※5)を検討対象とした。

各視点場の設定は、委員が現地確認を行った上で設定した。

※1 視点場：環境を眺める人が立つ位置やその周囲の空間・状況のこと。

※2 視対象：視点場から眺められる環境とその構成要素のこと。

※3 ビスタ景観：真っすぐに伸びる街路の両側に並木や建築物群が並ぶことでつくられる見通しの効いた眺めのことで、「見通し景」「通景」ともいう。沿道の並木や建築物群が額縁のように枠取りすることで、街路の先に視線を誘導する効果を持つ。

※4 パノラマ景観：視対象が水平方向に連続して展開する広がりのある景観のことで、高台などの見晴らしの良い場所から見下ろす場合に多い。

※5 シークエンス景観：視点場の移動に伴って、連続的に移り変わっていく景観のこと。具体的には、水辺、庭園、参道等のように、一定の経路を移動しながら得る景観や走行する自動車等から見た景観などを指す。

原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観の類型

視点場と視対象の関係	眺望景観の類型	視点場⇒視対象	
		視点場	視対象
固定	固定	ビスタ景観	I 平和記念資料館本館下⇒原爆死没者慰靈碑及び原爆ドーム
			II 原爆死没者慰靈碑前 ⇒原爆ドーム
固定	移動	パノラマ景観	III 原爆死没者慰靈碑前（階段上）⇒平和記念公園内及び背後の街並み
			IV 原爆死没者慰靈碑前（階段下）⇒平和記念公園内及び背後の街並み
移動	固定	シークエンス景観	V 相生橋、元安川右岸、元安橋、元安川右岸及び原爆ドーム周辺⇒原爆ドーム
移動	移動	シークエンス景観（※）	VI IVやVを除く平和記念公園外周や平和記念公園内の園路 ⇒平和記念公園や周辺の街並み

※ 視点場と視対象がともに移動するシークエンス景観(VI)は、重要な視対象である原爆ドームと原爆死没者慰靈碑、重要な視点場である原爆死没者慰靈碑前が含まれていないため、検討対象から除外した。

イ 南北軸線上の眺望景観の視点場

南北軸線上の眺望景観については、視対象は原爆ドームや原爆死没者慰靈碑であり、これを望む代表的なポイントである原爆死没者慰靈碑前と平和記念資料館本館下を視点場として設定した。



原爆死没者慰靈碑前からの眺望景観

(高さ 150 cmから水平に撮影、焦点距離 50 mm)



平和記念資料館本館下からの眺望景観

(高さ 150 cmから原爆ドーム円蓋部下部を見上げる角度で撮影、焦点距離 80 mm)

ウ 他の眺望景観(南北軸線上以外の眺望景観)の代表的な視点場

原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方の検討においては、南北軸線上の眺望景観を優先することとしたが、その他の眺望景観（南北軸線上以外の眺望景観）についても、今後の景観誘導策のあり方を検討する際の参考として、視点場を設定した。

(7) 原爆死没者慰靈碑前からの平和記念公園内及び背後の街並みの眺望景観

多くの人が祈りを捧げる重要な場である原爆死没者慰靈碑前（階段上）を視点場とし、平和記念公園内及び背後の街並みを視対象として設定した。



原爆死没者慰靈碑前からの眺望景観の視点場と視対象



原爆死没者慰靈碑前から①方向（北東方向～東方向～南方向）の眺望景観



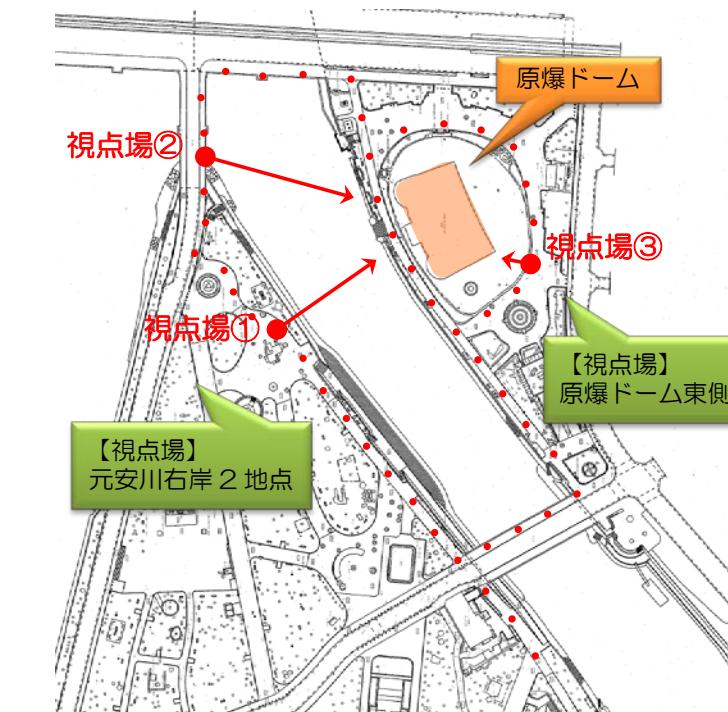
原爆死没者慰靈碑前から②方向（南東方向～南方向～南西方向）の眺望景観



原爆死没者慰靈碑前から③方向（南方向～西方向～北西方向）の眺望景観

(1) 対岸などの近距離から原爆ドームを眺める眺望景観

原爆ドームを視対象とし、相生橋から元安川右岸を経て元安橋までの元安川対岸を移動しながら原爆ドームを眺める景観や、原爆ドーム周辺を移動しながら原爆ドームを眺める景観のうち、現地確認を踏まえて以下の三箇所を視点場として設定した。



対岸などの近距離から原爆ドームを眺める眺望景観の視点場と視対象



視点場①（元安川右岸）からの眺望景観



視点場②（元安川右岸）からの眺望景観



視点場③からの眺望景観

※高さ 150cm から原爆ドーム本体部分を見上げる角度で撮影、焦点距離 35 mm

(4) 南北軸線上の眺望景観における原爆ドームの背景として大切にしたい範囲

(平成29年度 第2回部会)

ア 南北軸線上に北方向を眺めた状況

南北軸線上に北方向を眺めた状況を、写真及び現地において確認した。

各視点場における視野角別の写真

視点場 視野角	平和記念資料館本館下	原爆死没者慰靈碑前
◆約63度 (焦点距離35mm)		
◆約46度 (焦点距離50mm)		
◆約30度 (焦点距離80mm) ⇒人間の遠近感に 近い視野角		
◆約18度 (焦点距離135mm) ⇒特定の対象を注 視したときの視 野角		

※撮影条件：H29/7/13撮影、撮影高150cm

※資料館本館下からの写真は原爆ドーム円蓋部下を中心に見上げる角度、慰靈碑前からの写真は水平に撮影。

イ 原爆ドームの背景として大切にしたい範囲

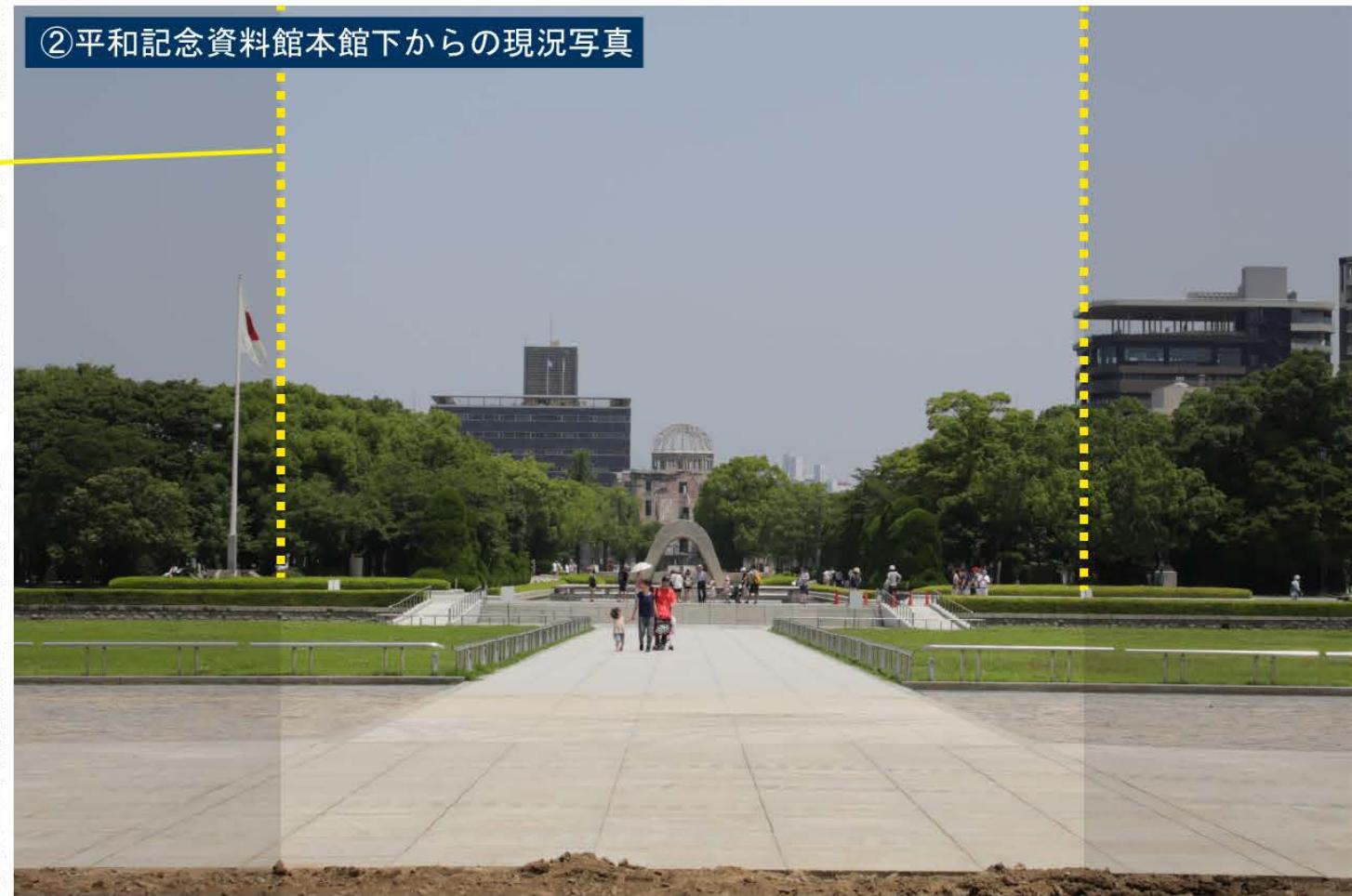
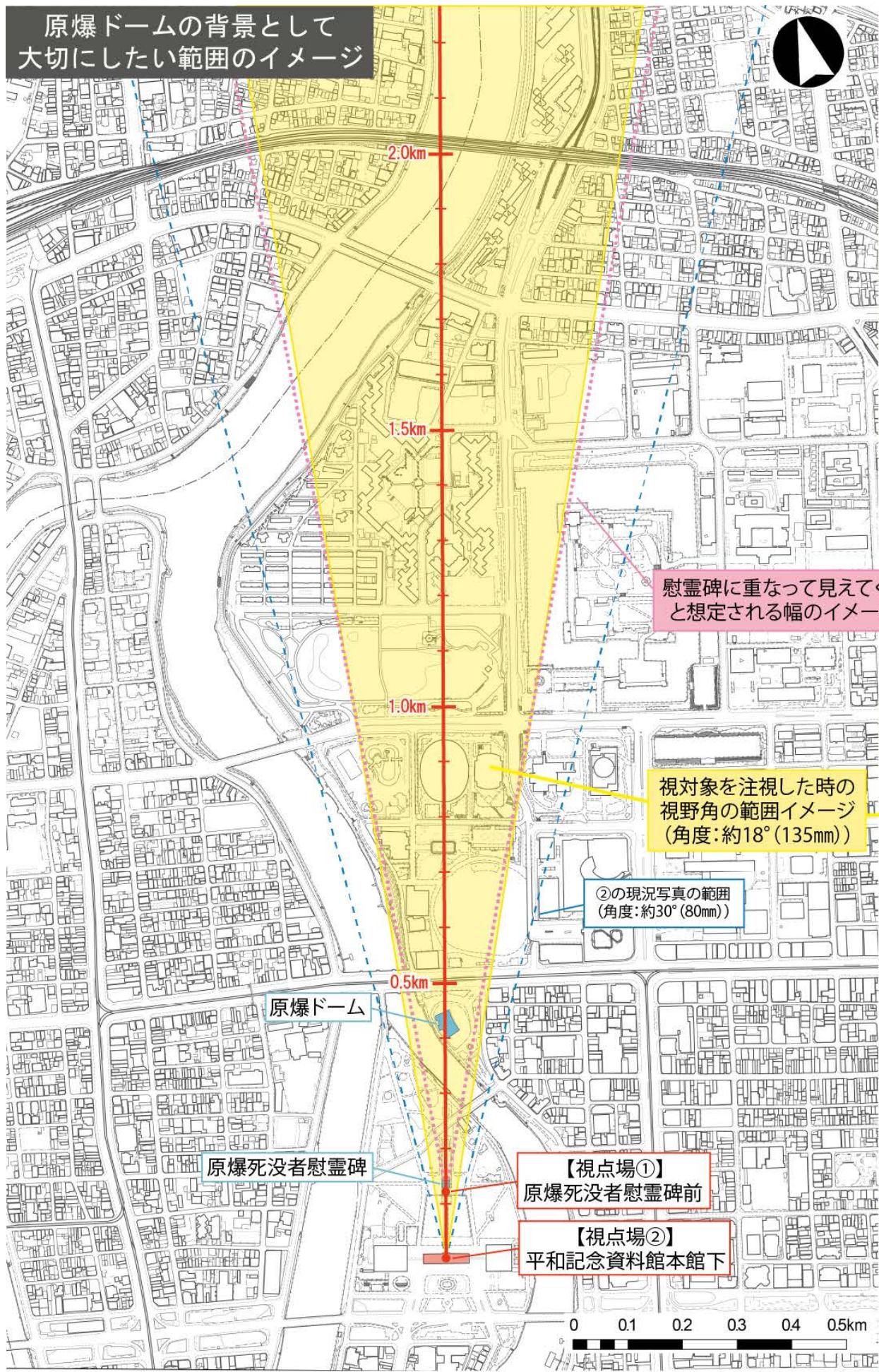
P 8右側上①の写真は、原爆死没者慰靈碑前から原爆死没者慰靈碑及び原爆ドームを望む現況写真である。背景の建物などが原爆死没者慰靈碑の輪郭に重なって見えてくる範囲がピンク色の点線に挟まれた部分となる。

次に、P 8右側下②の写真は、平和記念資料館本館下から原爆死没者慰靈碑及び原爆ドームを望む現況写真である。一般的に特定の対象を注視した時の人間の水平方向の視野角は約18度と言わされており、その18度の幅を示したもののが黄色の点線の範囲となる。

P 8左の平面図では、視点場①を起点にピンク色の点線で示した範囲と、視点場②を起点に18度の範囲を黄色く塗って示しており、この範囲は概ね同じ範囲となる。

また、大切にしたい範囲の設定にあたっては、平和記念公園内の視点場に立った際の実際の見え方が重要であることから、現地での確認を行った上で検討を行った。

その結果、平和記念資料館本館下の視点場からの視野角約18度の幅を、原爆ドームの背景として大切にしたい範囲とした。



(5) 南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿(平成29年度 第2回部会)

ア 南北軸線上の眺望景観の景観シミュレーション

南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿の検討に当たり、原爆ドームの背景の建物が見えなくなったケースと、新たに高層の建物が建ったケースを仮想的に想定した5つのケースのモンタージュ写真(※1)を用いた景観シミュレーションを行った。

具体的には、原爆ドームからの距離が近い、広島商工会議所ビル(以下「商工会議所」という。)、その背後にあるP.L.広島中央教会(以下「P.L.教会」という。)や市営基町高層アパート(以下「基町高層アパート」という。)の建物が段階的に見えなくなったケースや、民有地内に新たな高層マンションが建ったケースのモンタージュ写真を作成した。

モンタージュ写真は、原爆ドーム及び平和記念公園周辺について、レーザー測量(※2)により3Dの現況モデルを作成し、その中に仮想建物を置いて見え方を確認した上でモンタージュ写真を作成しており、見えてくる建物の位置や高さを正確に描いた。

また、仮想建物については、当該地区の実際の用途地域による容積率や建蔽率を踏まえ、現状で建ち得る建物の規模を想定して作成した(モンタージュ写真はP10~14)。

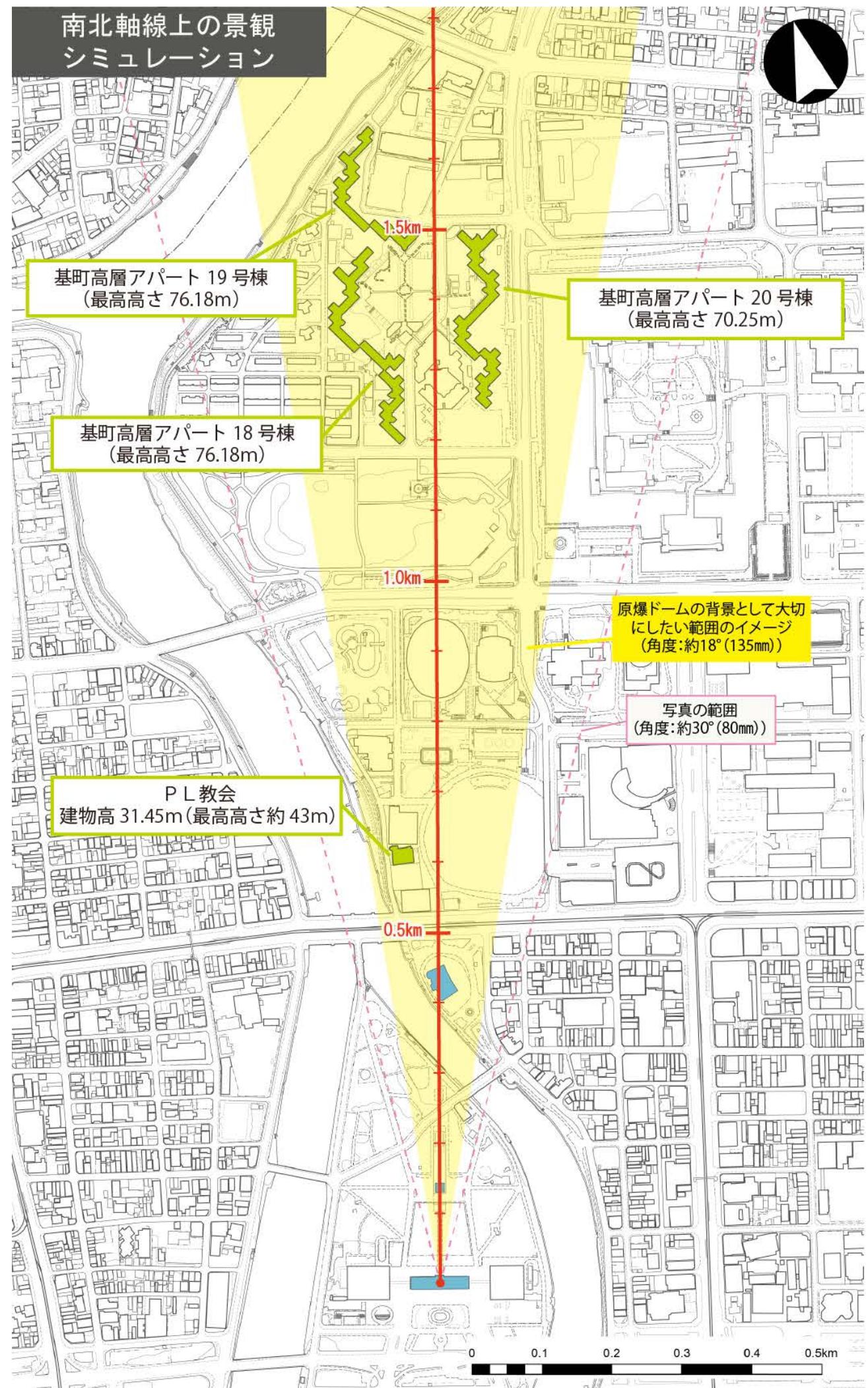
※1 モンタージュ写真：眺望景観の検討のため仮想的に作成したものであり、個々の建物の建設設計画などを想定したものではない。

※2 レーザー測量：車載型レーザー測量システムで3Dの現況モデルを作成するためのデータ(三次元座標を有する点群)を取得した。

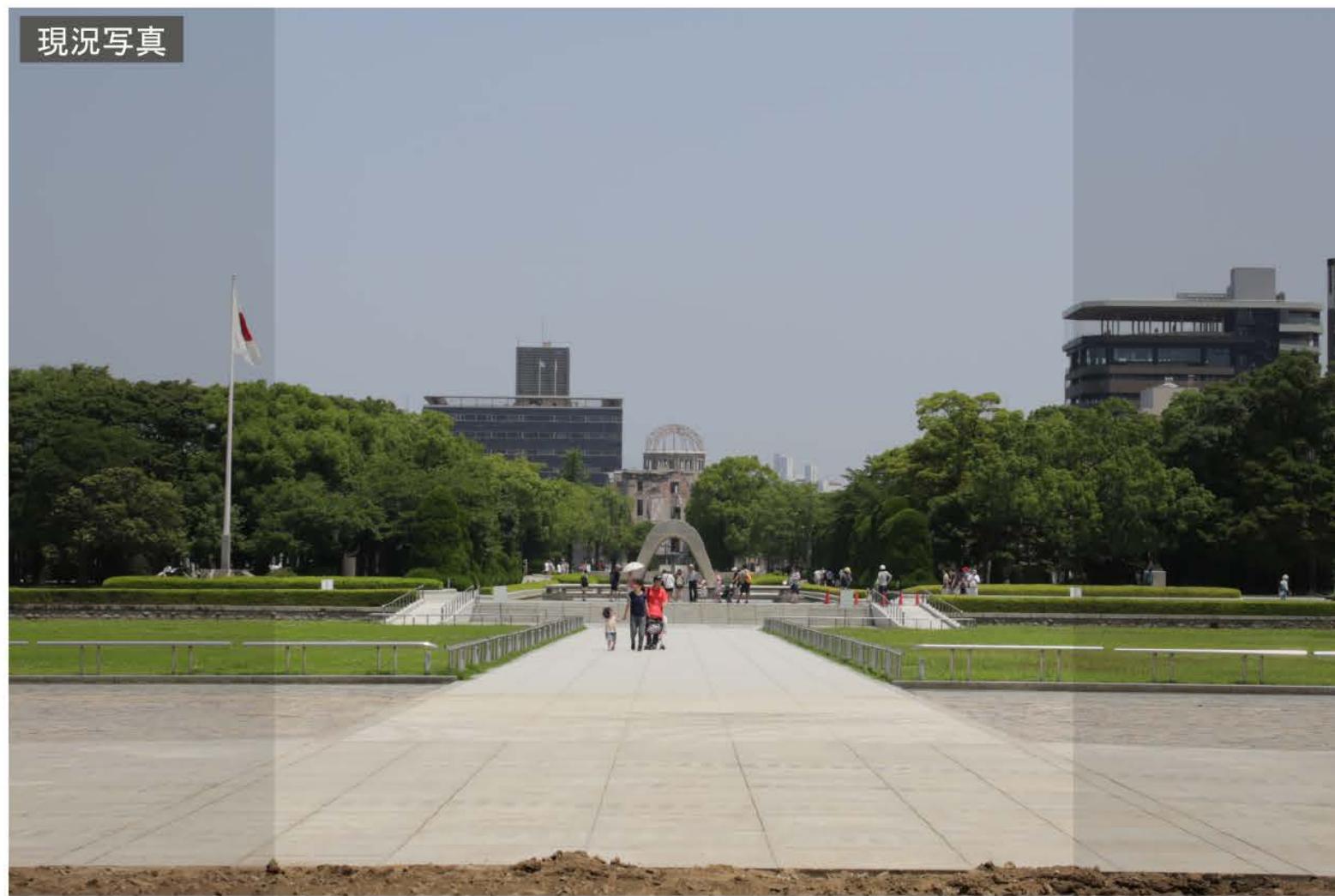
景観シミュレーションで使用した現況写真及びモンタージュ写真

写真	区分	内 容	原爆ドームの背景として見えてくる建物
現況写真	ケース①	現況	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所の建物の一部 ・P.L.教会の建物の一部 ・基町高層アパートの搭屋と建物の一部
モンタージュ写真	ケース②	原爆ドームの背景にP.L.教会、基町高層アパートが見えるケース	<ul style="list-style-type: none"> ・P.L.教会の建物の一部 ・基町高層アパートの搭屋と建物の一部
	ケース③	原爆ドームの背景に基町高層アパートが見えるケース	<ul style="list-style-type: none"> ・基町高層アパートの搭屋と建物の一部
	ケース④	原爆ドームの背景にあらゆる建物が見えないケース	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
	ケース⑤	原爆ドームの背景に仮想建物Aが見えるケース	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想建物A(高さ100m)の一部
	ケース⑥	原爆ドームの背景に仮想建物B、仮想建物Cが見えるケース	<ul style="list-style-type: none"> ・仮想建物B(高さ100m)の一部 ・仮想建物C(高さ75m)の一部

南北軸線上の景観
シミュレーション



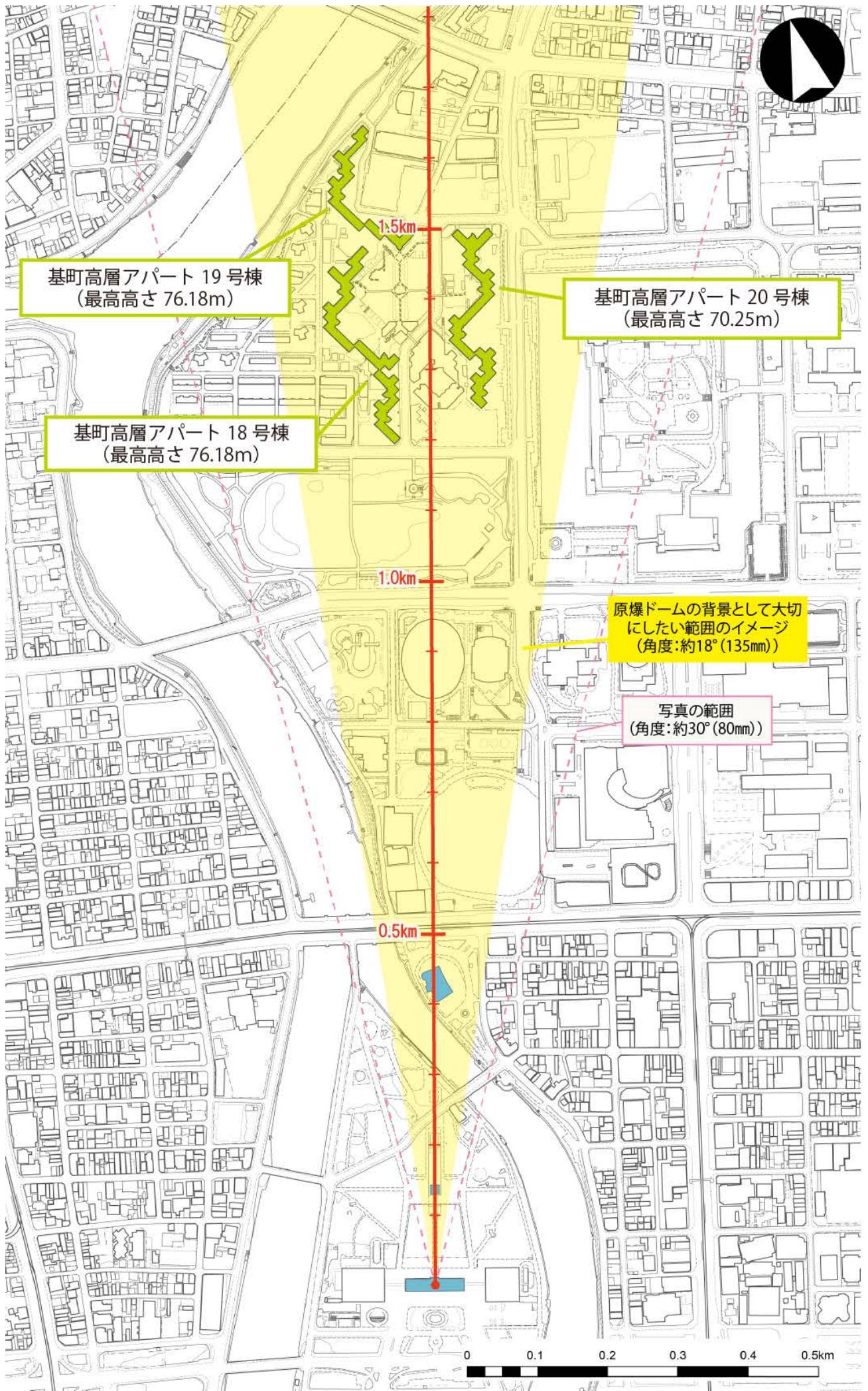
現況写真



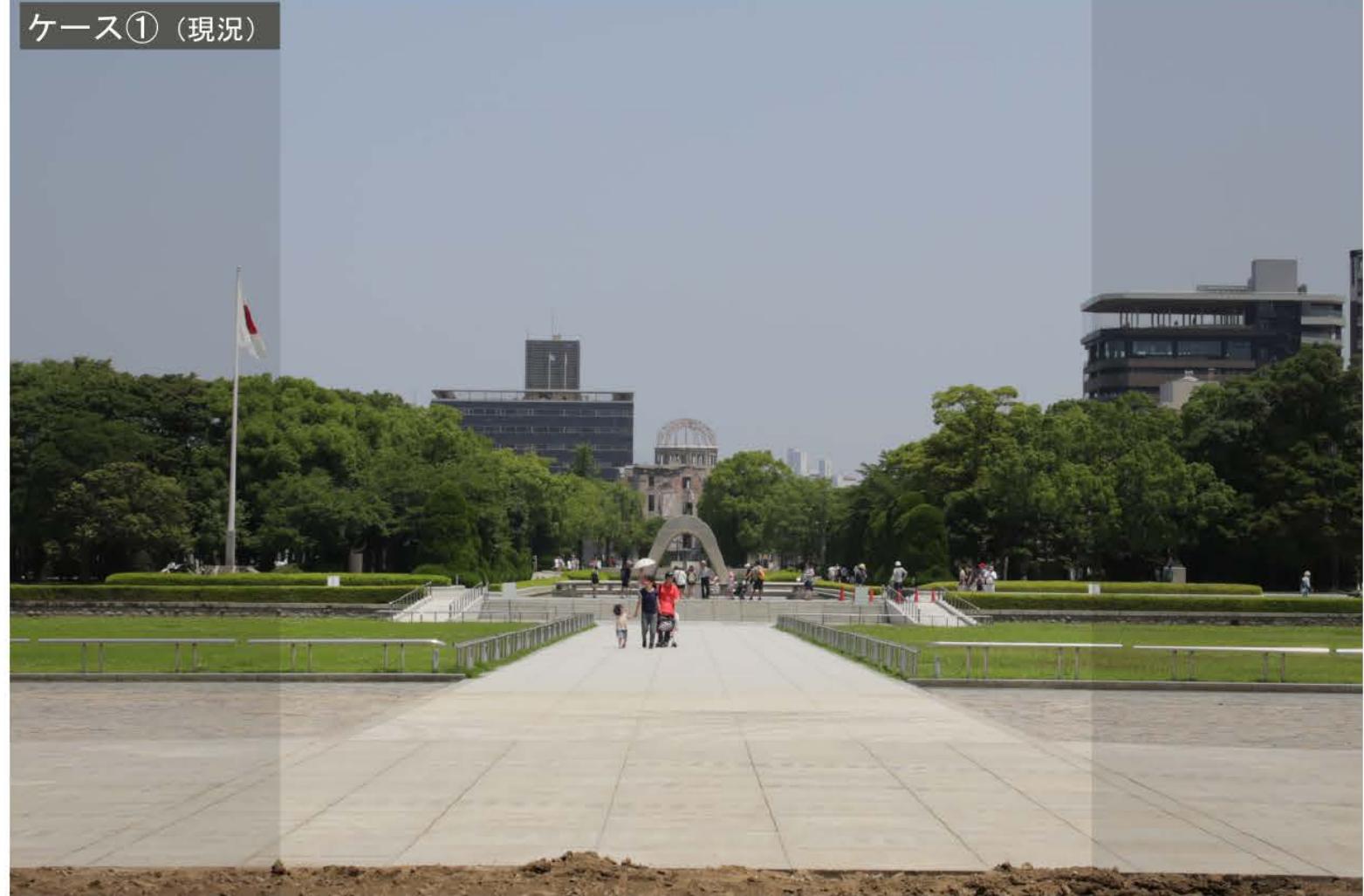
①モンタージュ写真（原爆ドームの背景にPL教会、基町高層アパートが見えるケース）



*モンタージュ写真は、眺望景観の検討のため仮想的に作成したものであり、個々の建物の建設計画などを想定しているものではありません。

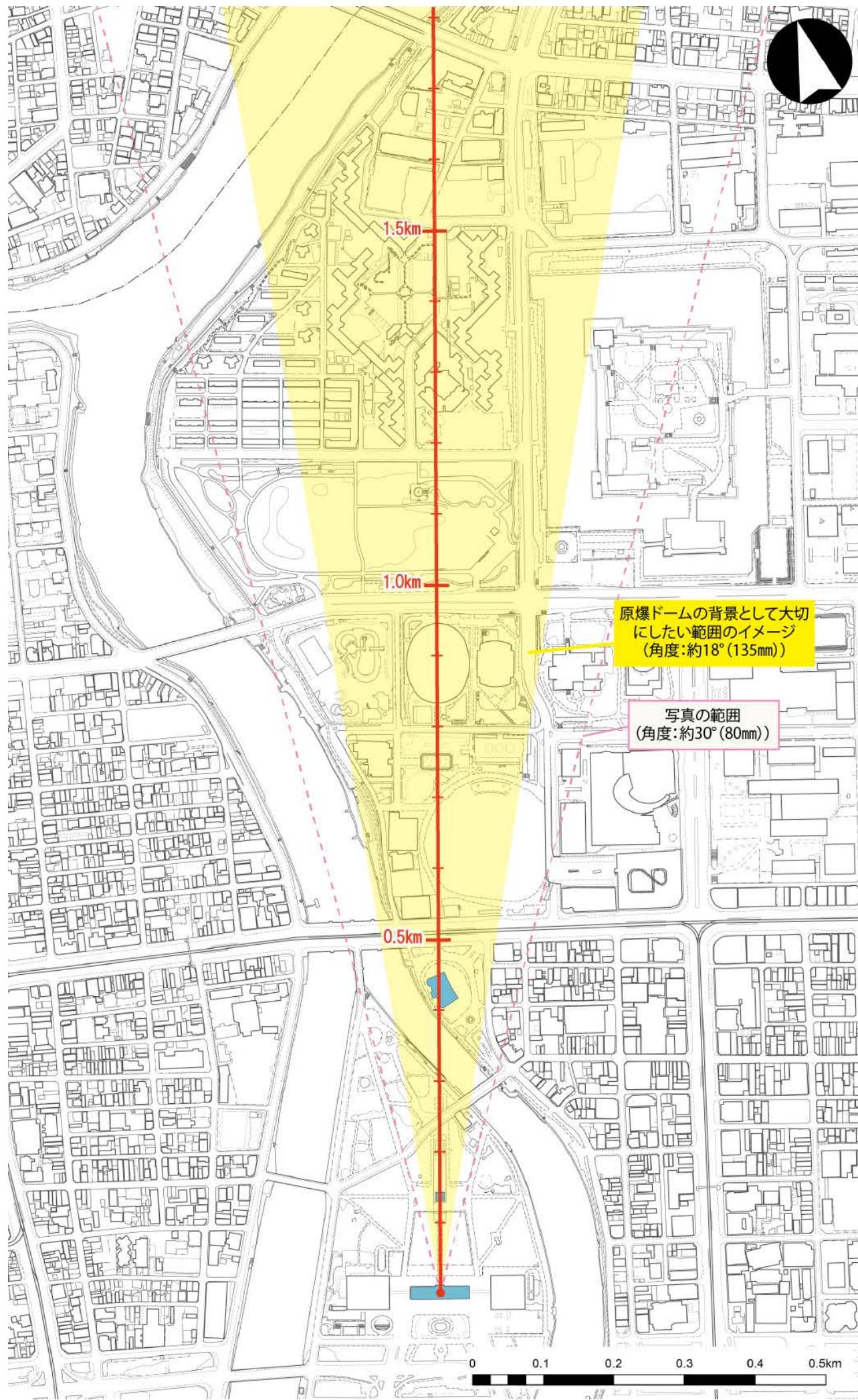


ケース① (現況)



ケース③ (原爆ドームの背景に基町高層アパートが見えるケース)



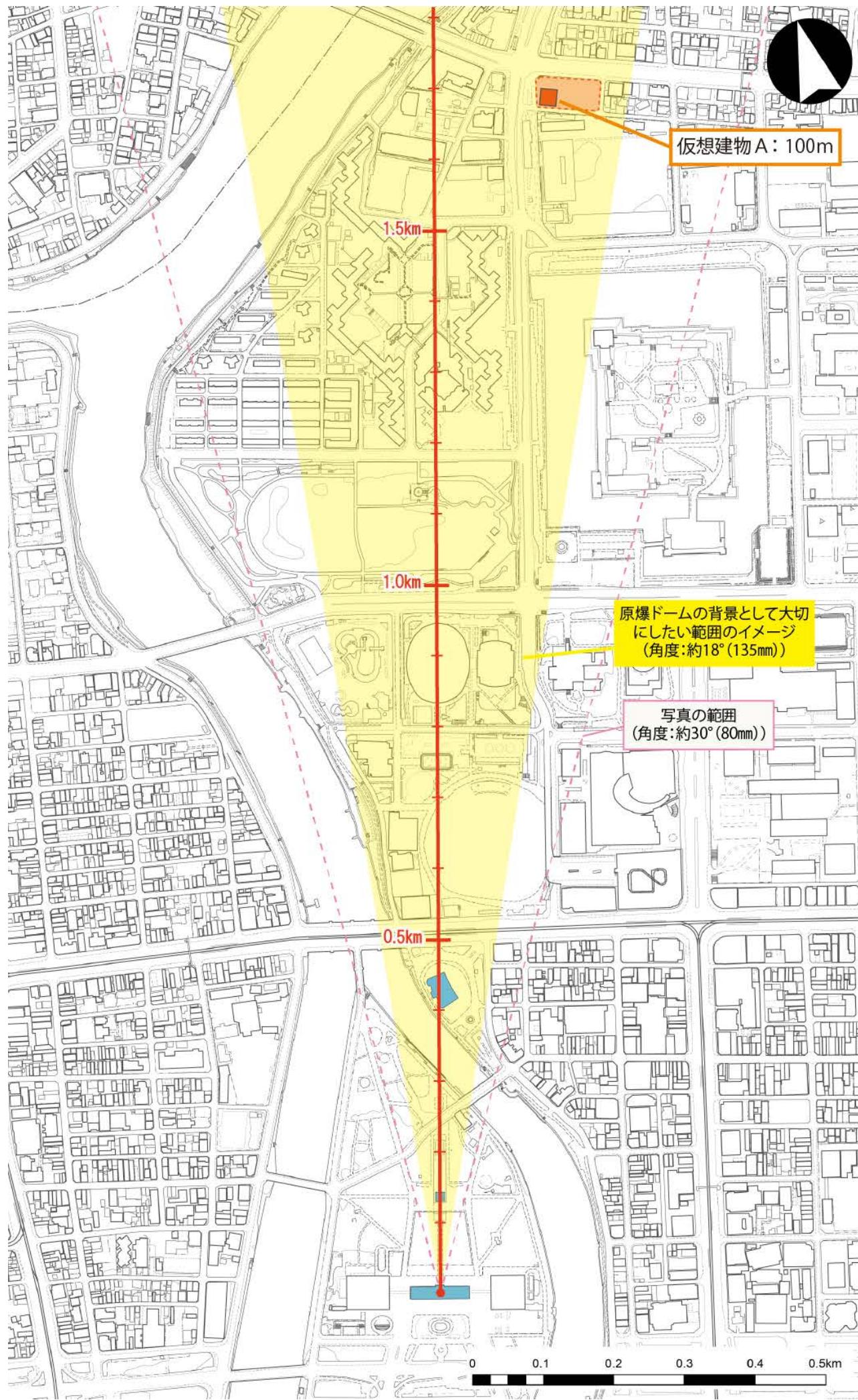


ケース① (現況)

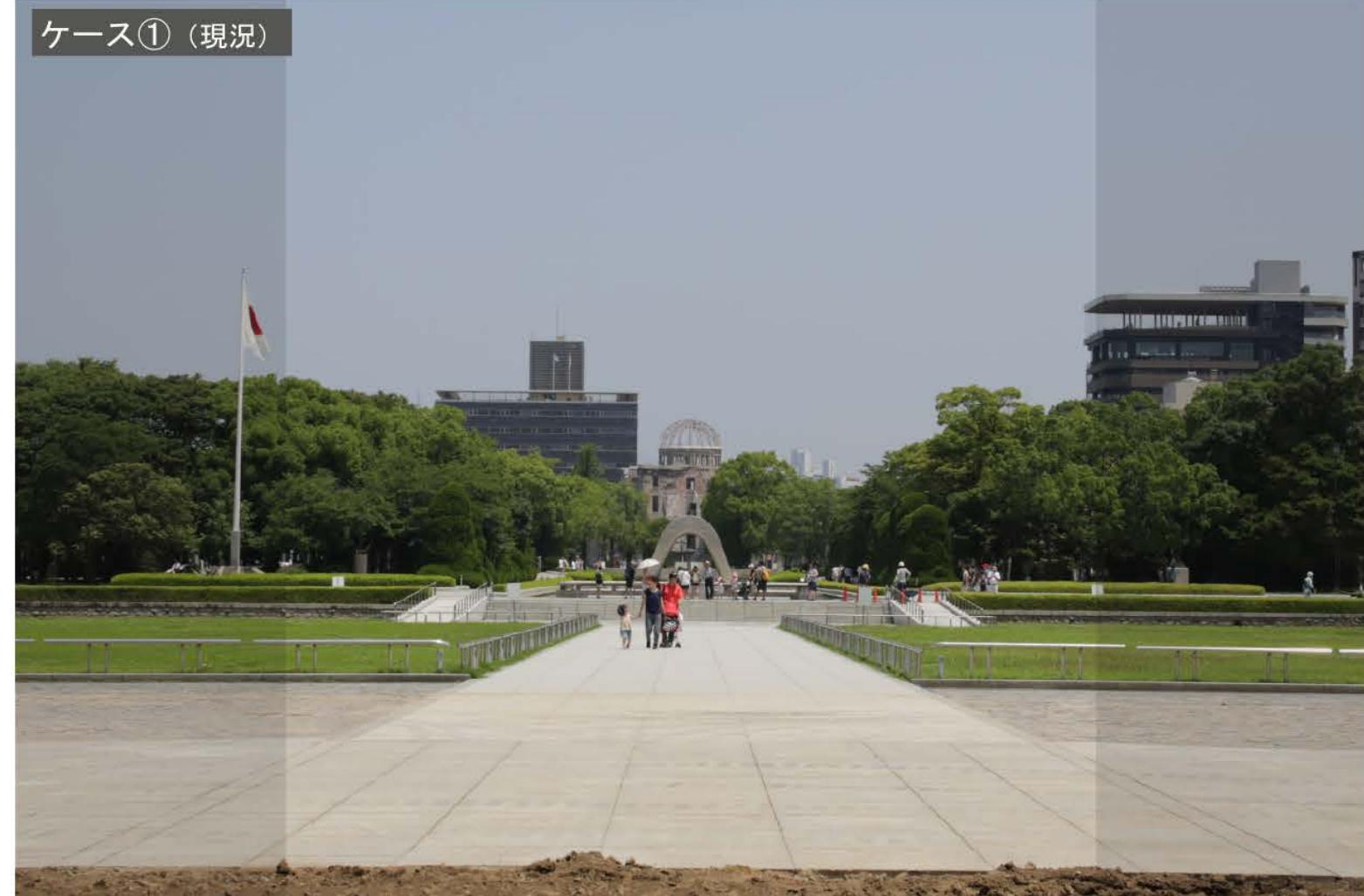


ケース④ (原爆ドームの背景にあらゆる建物が見えないケース)



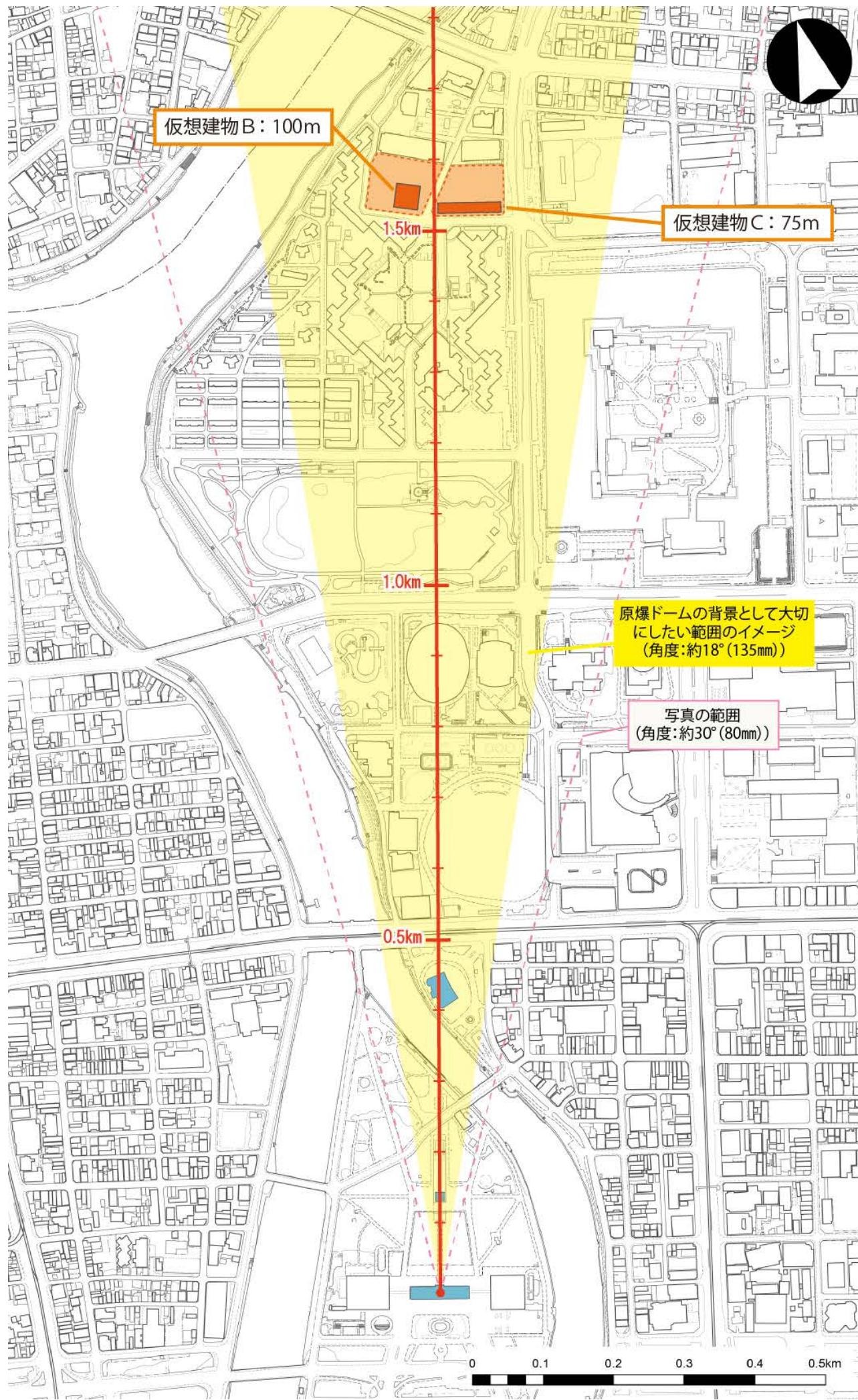


ケース① (現況)

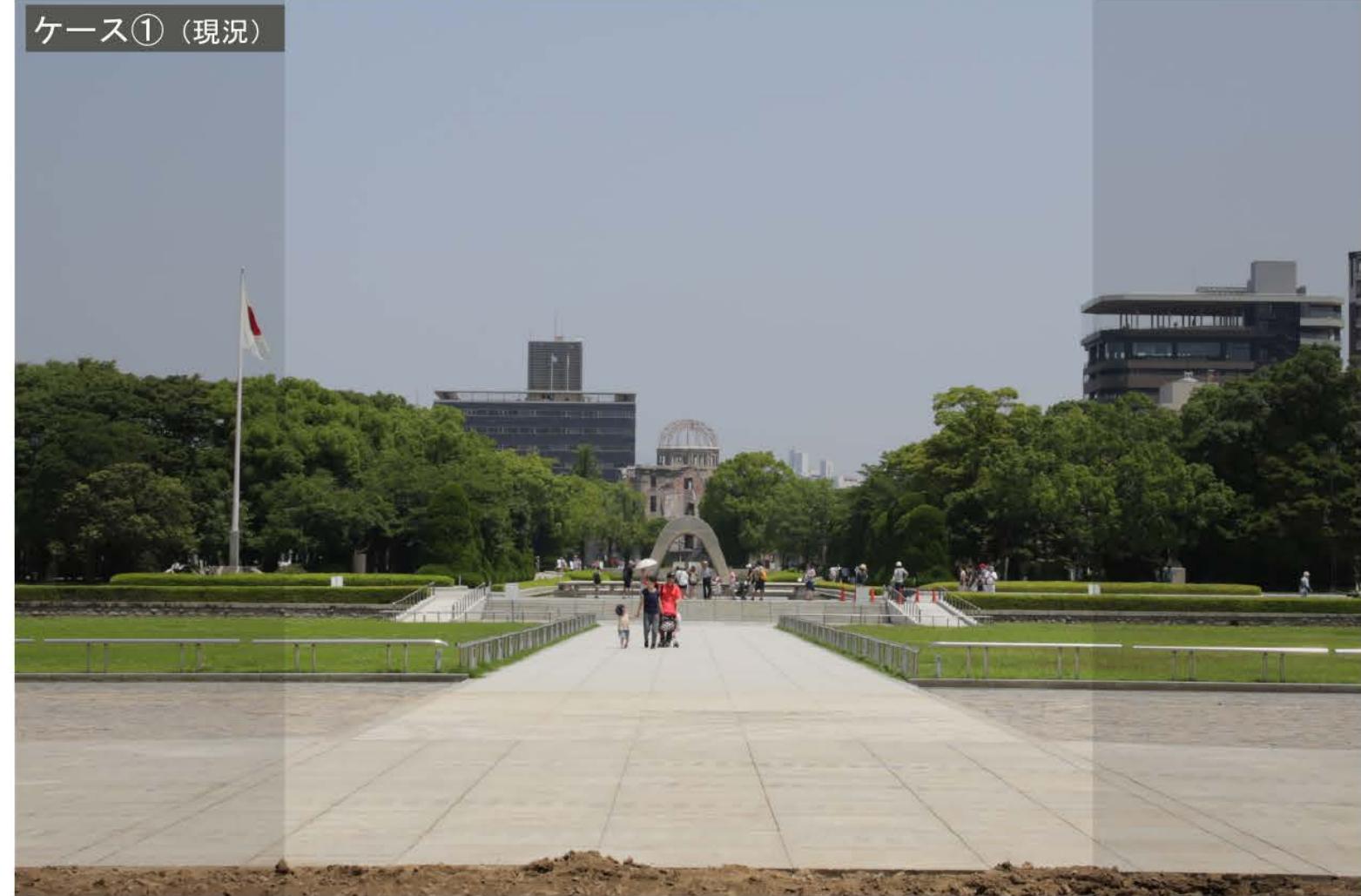


ケース⑤ (原爆ドームの背景に仮想建物Aが見えるケース)





ケース①（現況）



ケース⑥（原爆ドームの背景に仮想建物B、仮想建物Cが見えるケース）



※このモンタージュ写真は、眺望景観の検討のため仮想的に作成したものであり、個々の建物の建設計画などを想定しているものではありません。

イ 南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿

景観シミュレーションと現地確認を踏まえた結果、原爆ドームの背景として大切にしたい範囲に建物が何も見えない状況（ケース④）を、あり方における目指すべき姿の基本として議論を進めることとした。

なお、目指すべき姿の実現に向けては、平和記念公園内の樹木も眺望景観の重要な要素であることから、公園内の樹木の実態調査を行った上で、平和記念公園内の植栽による背景の遮蔽効果も検討することとした。

(6) 原爆ドームの背景の景観に関するアンケート調査

ア 調査目的

南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿などについての第2回部会での検討内容を受け、平和記念公園の来園者を対象に、南北軸線上の眺望景観について、原爆ドームの背景としてどのような景観が望ましいと感じているかを把握し、あり方検討の参考とするため、アンケート調査を行った。

イ 調査方法

アンケート調査は、来園者に、平和記念資料館本館前中央参道南端から原爆死没者慰靈碑と原爆ドーム方向を見せながら、現況写真とモンタージュ写真を示し、対面式で実施した。

回答は、「改善が必要と思う」から「このままでよいと思う。」の間を-3から+3までの7段階の評点で数値化し、「改善が必要と思う」と回答があった場合は、その要因と理由について聞き取りを行った。

ウ 調査結果

(7) 概要

アンケート調査の結果、以下の内容を確認することができた。

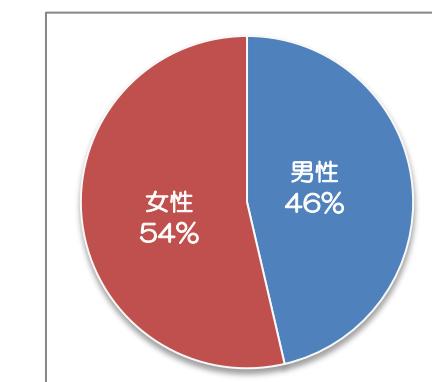
- a 現況（ケース①）は平均評点がマイナスとなり、商工会議所の景観への影響が大きいことが確認できた。
- b 目指すべき姿の基本とした原爆ドームの背景にあらゆる建物が見えないケース（ケース④）の平均評点が最も高く、多くの人が望ましいと感じる景観であることが確認できた。
- c 原爆ドームの背景に仮想建物B、Cが見えるケース（ケース⑥）の平均評点が最も低く、原爆ドームのすぐ背後に見える大きな建物は景観への影響が大きいことが確認できた。
- d また、樹木で背景の建物を隠せるのではないかという意見や、原爆ドームを隠している樹木がないほうがよいという意見など、平和記念公園内の植栽の工夫に関する意見もあった。

(1) 回答者及び評点等

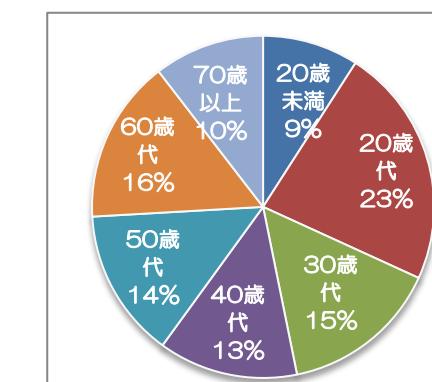
- ・実施日：平成30年1月14日（日）、1月18日（木）、1月19日（金）、1月20日（土）
- ・実施場所：平和記念資料館本館前中央参道付近（広島市職員による対面式アンケート）
- ・回答者数：220名

a 回答者の属性

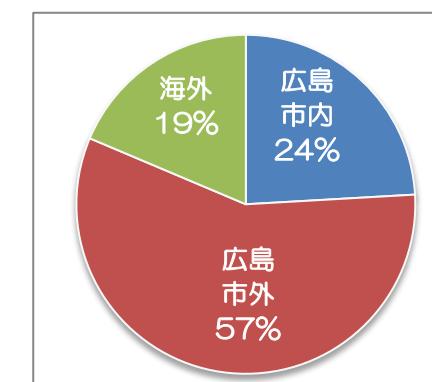
(a) 性別



(b) 年齢



(c) 居住地

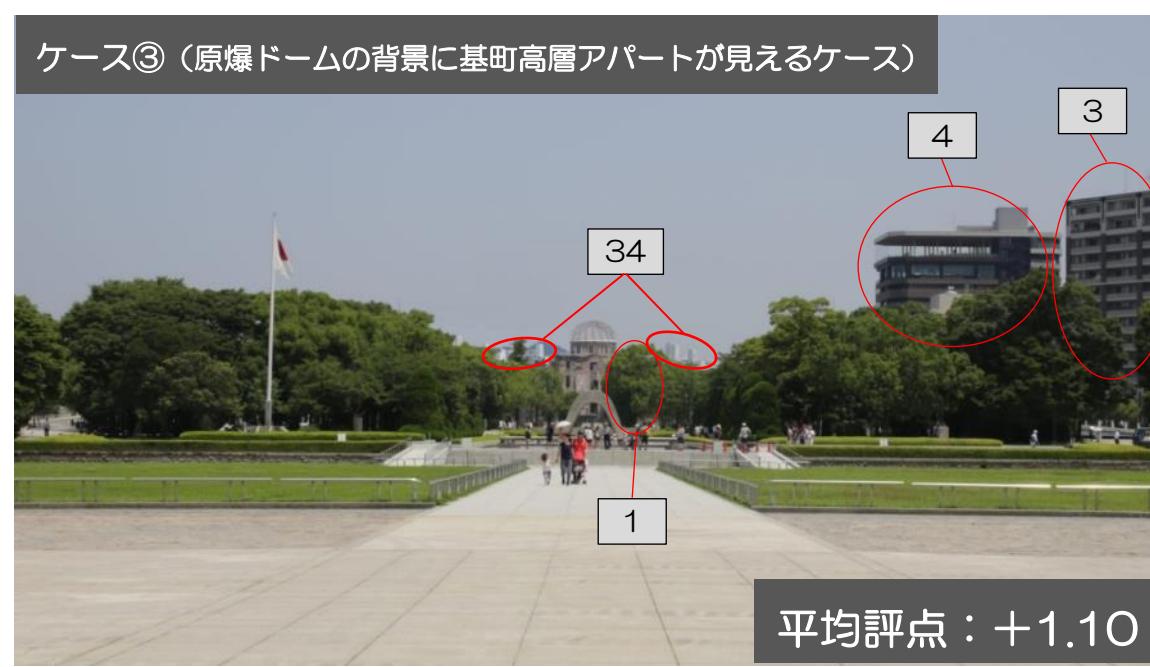
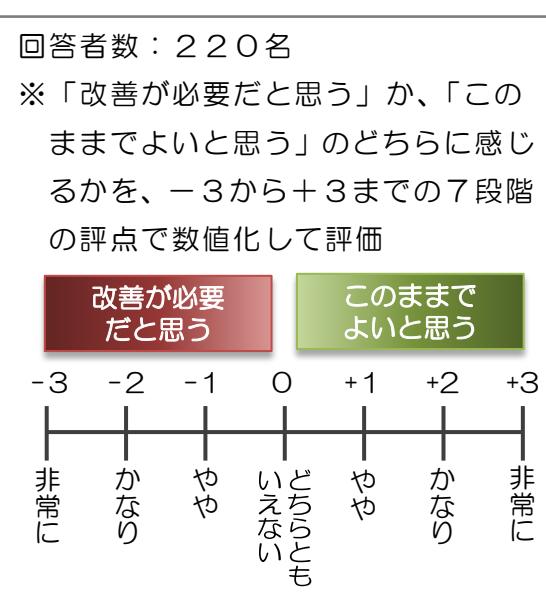


b アンケート結果

区分	平均評点	回答数が最も多かった改善要因 (回答数)	回答数が最も多かった改善要因の主な理由 (回答数)
ケース① 現況	-0.56	商工会議所 (118)	存在感があり目立つ (21)、位置がドームに近い (15)、大きさ、高さ (6)、色 (5)
ケース② 原爆ドームの背景にPL教会、基町高層アパートが見えるケース	+1.15	基町高層アパート (33)	建物がないほうがよい (5)、色 (2)
ケース③ 原爆ドームの背景に基町高層アパートが見えるケース	+1.10	基町高層アパート (34)	建物がないほうがよい (8)、色 (2)
ケース④ 原爆ドームの背景にあらゆる建物が見えないケース	+2.23	おりづるタワー (3)	大きな建物がないほうがよい (1)
ケース⑤ 原爆ドームの背景に仮想建物Aが見えるケース	+0.36	仮想建物A (63)	新たに見えてくる建物がないほうがよい (12)、ドームの存在感が薄れる (5)、色 (3)
ケース⑥ 原爆ドームの背景に仮想建物B、Cが見えるケース	-2.17	仮想建物B、C (174)	ドームに被るため存在感が薄れる (52)、色 (23)、新たに見えてくる建物がないほうがよい (7)

※その他の主な意見（回答数）

- ・樹木で背景の建物を隠せるのではないか。（10）
- ・原爆ドームを隠している手前右側にある樹木がないほうがよい。（7）



(7) 関係者ヒアリング(平成29年10月～11月、平成30年1月～3月)

平成29年度第1回部会及び第2回部会の開催後に、部会での検討内容について、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の地権者及び被爆者団体等に説明するとともに、意見聴取を行い、部会の議論の参考とした。

関係者ヒアリングの結果は以下のとおりである。

ア 南北軸線上の眺望景観について

- ・ あり方の検討において南北軸線上の眺望景観を中心に議論を進めることや、原爆ドームの背景にあらゆる建物が見えないケース(ケース④)を目指すべき姿の基本としたことについて、概ね賛同が得られた。
- ・ また、原爆ドームの背景を緑で目隠ししたらよいといった、平和記念公園内の植栽の工夫に関する意見があった。

イ 他の眺望景観(南北軸線上以外の眺望景観)について

- ・ 特に東側街区について、要綱の高さ制限が前提の議論や、現状と同規模への建て替えができないような制限は認められないといった意見があった。
- ・ 平和記念公園の周辺市街地(バッファーゾーン)も、平和記念公園と同様に慰靈・鎮魂の場として賑わいは必要ないといった意見があった。
- ・ その他の眺望景観(南北軸線上以外の眺望景観)については、望ましい景観の方向性について共通認識が持てていないのが現状である。

(8) あり方の取りまとめ方針(平成29年度 第3回部会)

部会での目指すべき姿などについての議論を踏まえ、原爆ドームの背景の景観に関するアンケート調査結果及び関係者ヒアリング結果も参考として、以下のとおりあり方の取りまとめ方針を整理した。

ア 南北軸線上の眺望景観について

南北軸線上の眺望景観については、目指すべき姿の基本とした原爆ドームの背景に建物が見えない状況を目指していくため、高さのルールを定めるとともに、南北軸線上の眺望景観を意識した樹木の配置など、植栽による工夫についても検討することとした。

イ 他の眺望景観(南北軸線上以外の眺望景観)について

他の眺望景観(南北軸線上以外の眺望景観)については、望ましい景観の大きな方向性について、市民や関係者などの共通認識を醸成した上で、今後の景観誘導策のあり方を検討することとした。

(9) 南北軸線上の眺望景観を向上させる植栽計画(平成29年度 第3回部会)

部会での議論や、アンケート及びヒアリングにおいて植栽に関する意見が多く寄せられることを受け、南北軸線上の眺望景観に影響のある範囲の平和記念公園内の樹木について調査を行い、原爆ドームの背後に見えるPL教会や基町高層アパートを平和記念公園内の樹木により遮蔽し、南北軸線上の眺望景観を向上させることができるか、技術的な検討を行った。

ア 調査・検討結果(植栽計画のイメージはP18)

調査及び検討の結果、以下の二点が分かった。

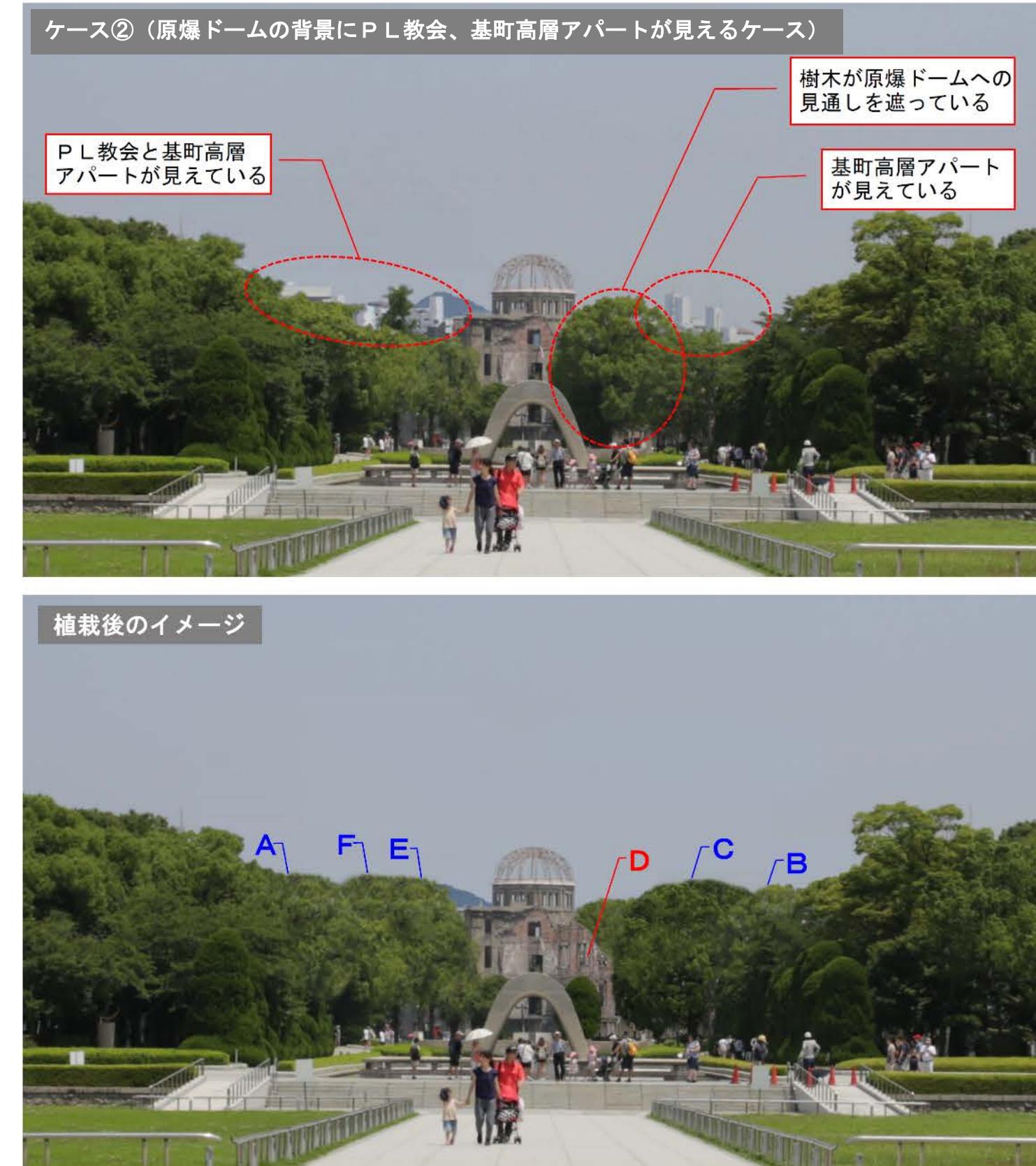
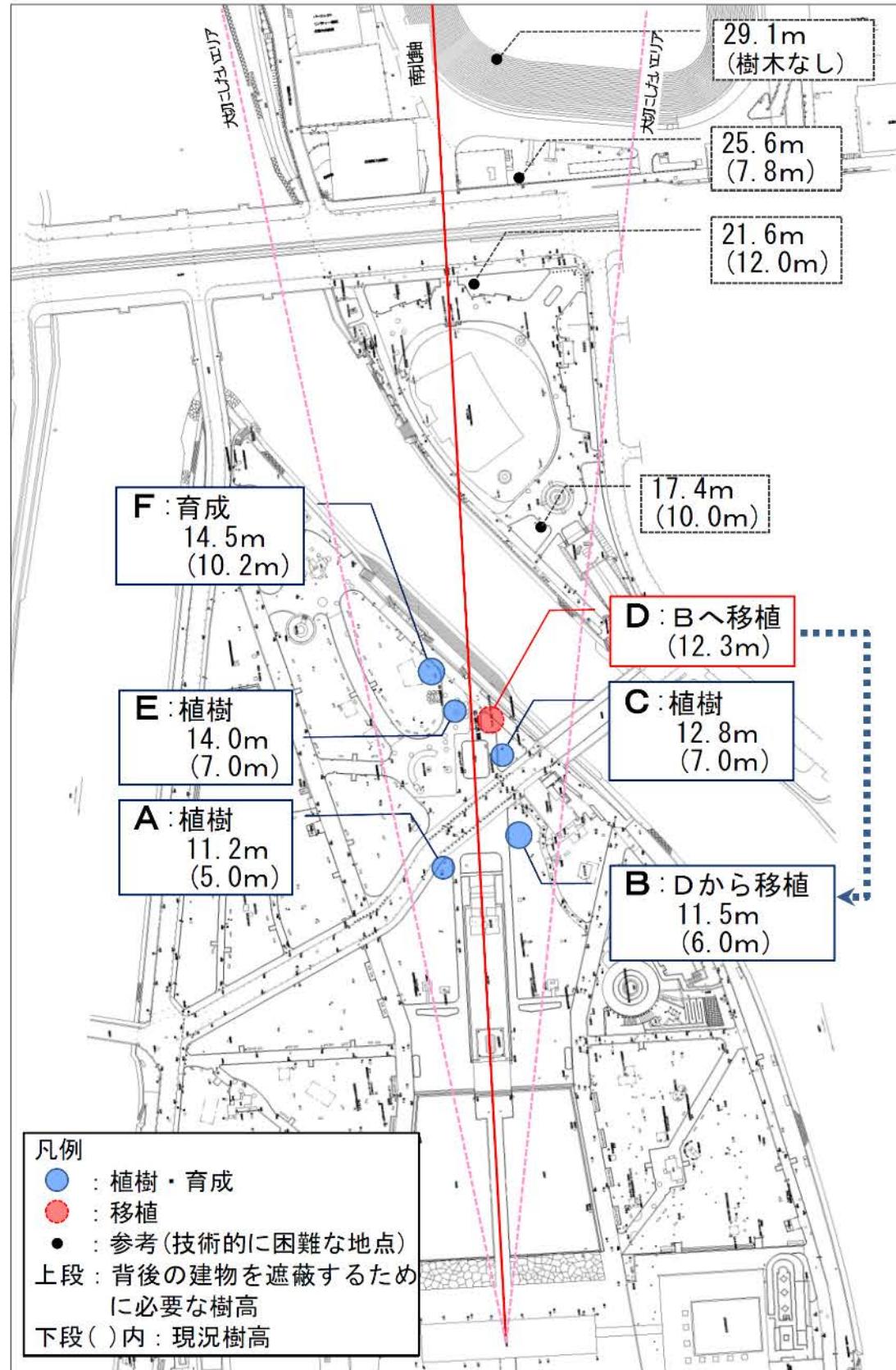
- (ア) 慰靈碑と原爆ドームの間(元安川より南側エリア)の植栽を増やすことにより、背後に見えている建物(PL教会・基町高層アパート)を遮蔽することは可能である。
また、原爆ドームを遮蔽している植栽を移植することにより、原爆ドームの中央部への見通しの改善を図ることができる。
- (イ) 元安川より北側エリアの植栽により、背後に見えている建物を遮蔽することは、必要な樹木の高さが確保できず技術的に困難である。

イ 植栽計画を踏まえた対応

樹木の育成、移植、植栽などにより、原爆ドームの中央部への見通しを改善するとともに、背後の建物を遮蔽することは可能であることがわかったことから、既存の建物はある程度公園側の植栽等で隠すことができるにも考慮しながら、新たな建物が見てこないような高さのルールを検討することとした。

なお、植栽計画の詳細な検討の際には、物理的な遮蔽が困難な場合でも樹木が緩衝剤となって意識的な遮蔽へ繋がる可能性があること、樹木の種類(落葉樹か常緑樹かなど)や四季の変化なども考慮すること、原爆ドームを裏側(北側)から見た場合の景観にも考慮することなどに留意することとした。

南北軸線上の眺望景観を向上させる植栽計画のイメージ

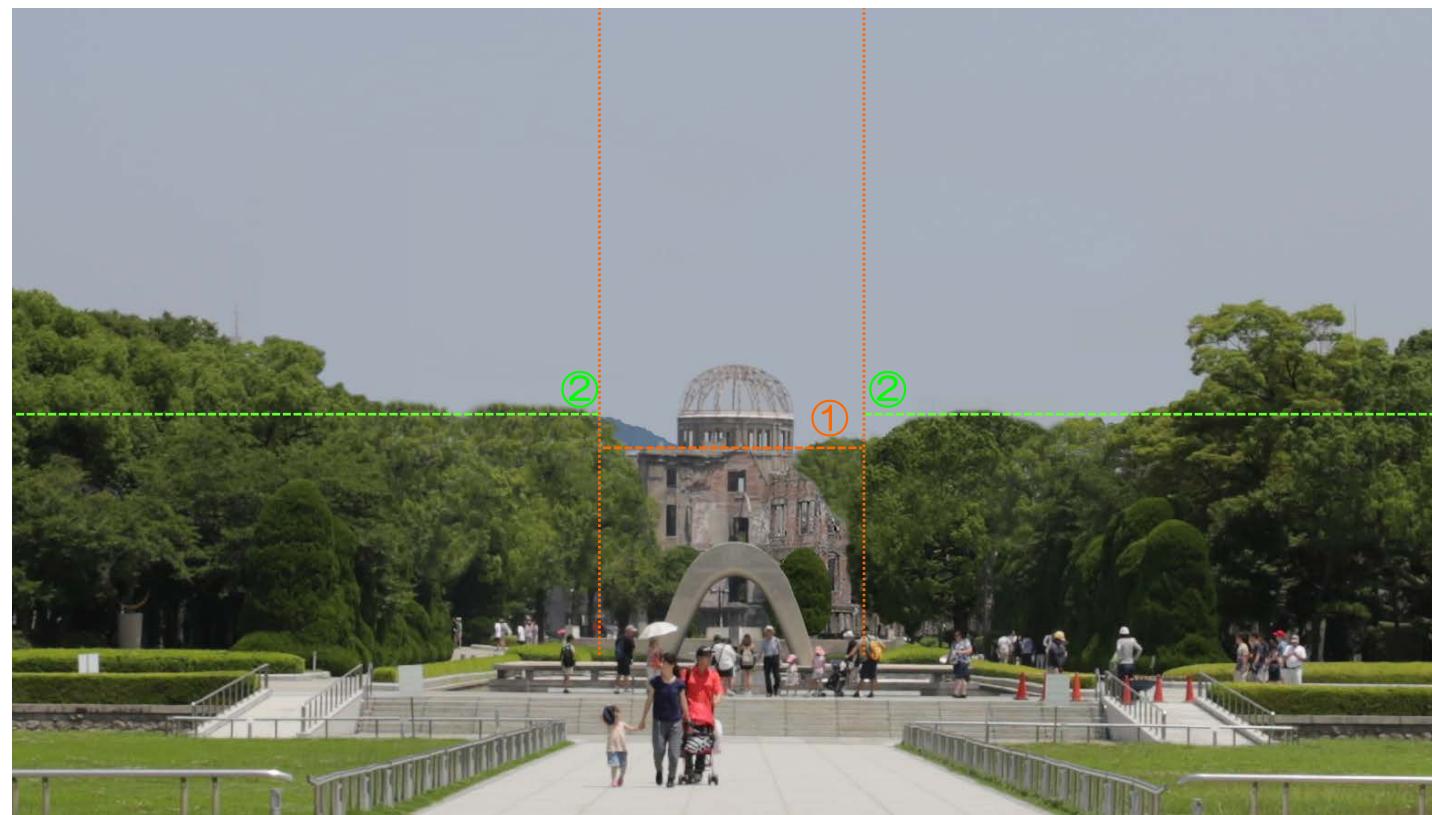


(10) 南北軸線上の眺望景観のあり方の基本的な考え方(平成29年度 第3回部会)

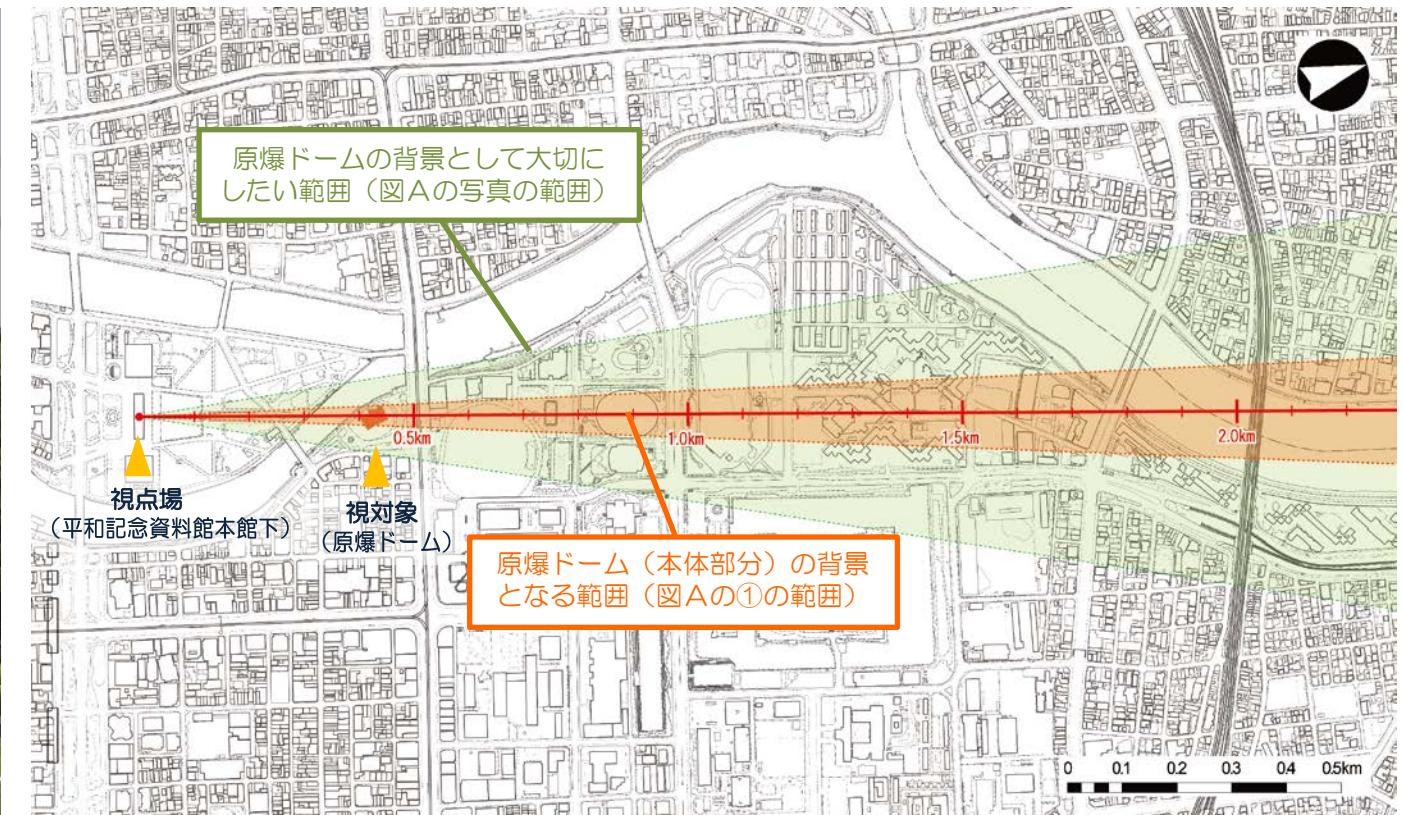
南北軸線上の眺望景観のあり方の基本的な考え方について、以下のとおり整理した。

ア 目指すべき姿

原爆ドームの背景として大切にしたい範囲に建物が何も見えていない状況を目指すべき姿の基本とする。



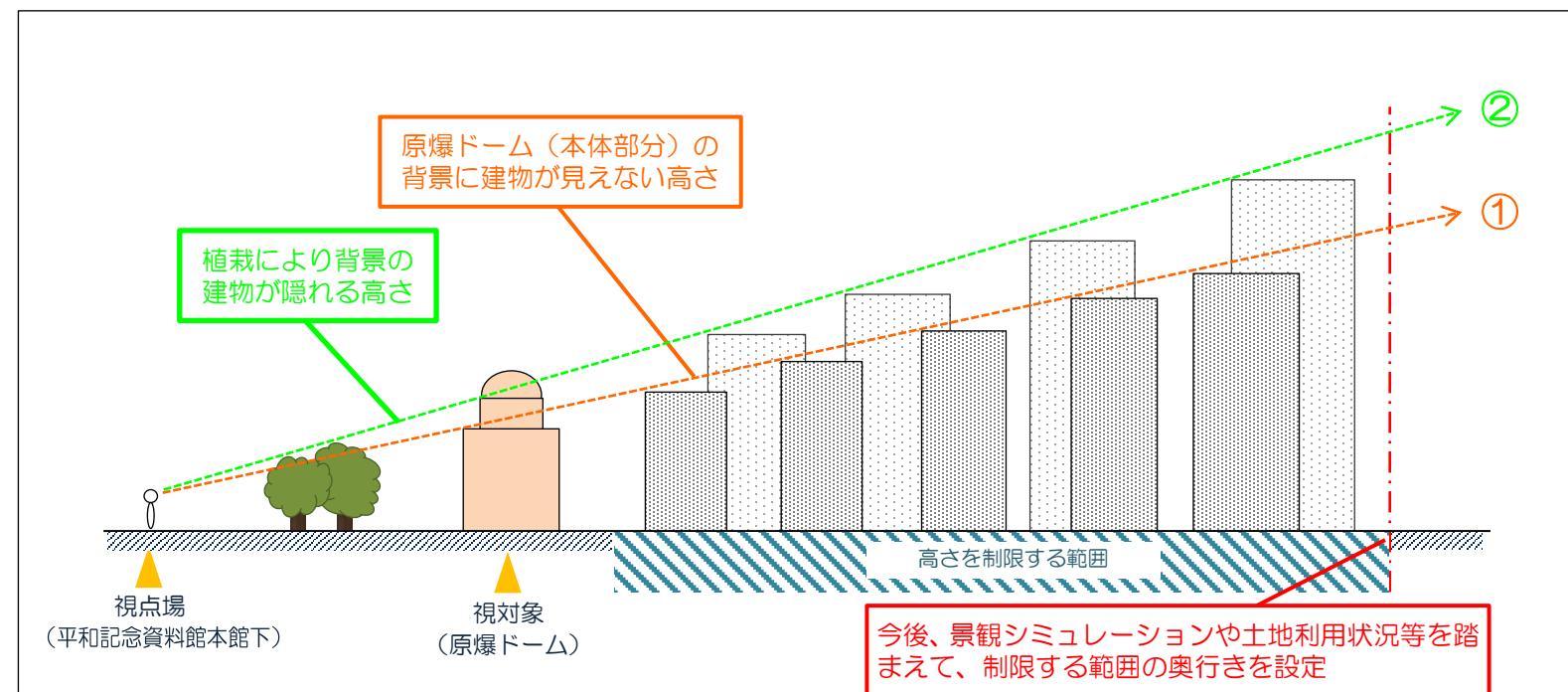
図A 目指すべき姿（原爆ドームの背景に建物が何も見えていないケースに植栽による工夫を反映させた姿）



図B 原爆ドームの背景として大切にしたい範囲（視対象を注視した時の視野角約18度の幅）

イ 取組の基本的な考え方

- (1) 目指すべき姿の実現のため、原爆ドームの背景に建物が何も見えてこないように、景観計画や条例など、法的位置付けのある高さ制限を導入する。
 - (2) 高さの基準については、原爆ドームの背景として大切にしたい範囲（図B）において、視点場からの距離に応じて設定する。（図C・①）
 - (3) 高さ基準の設定に当たっては、公園内の植栽計画を詳細に検討した上で、植栽による遮蔽効果も考慮する。（図C・②）
- ※ 具体的な規制範囲や高さ基準等については、あり方を踏まえた今後の検討において定める。



図C 高さの基準等の考え方のイメージ（断面図）

(11) 関係者ヒアリング(平成30年5月～6月)

平成29年度第3回部会での検討内容について、部会開催後に原爆ドーム及び平和記念公園周辺の地権者及び被爆者団体等に説明するとともに、意見聴取を行い、部会の議論の参考とした。

(12) 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について(平成30年度 第1回部会)

部会での検討内容を踏まえ、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について取りまとめを行った（詳細はP21）。

なお、具体的な規制手法を検討する際には、建物以外で景観上支障となるおそれがあるものへの対応や、例外的な事案（原爆ドームの開口部の隙間から見える景色、植栽が落葉したときの遮蔽効果の変化、レーザー光線・サーチライトなど）への対応のため、必要に応じて審議会等によるチェックを行うことなども検討することとした。

3 原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について（まとめ）

広島市長から諮問のあった原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について、以下のとおり取りまとめた。このあり方を踏まえて、景観誘導の枠組みの構築を進められたい。

(1) 南北軸線上の眺望景観のあり方について

ア 南北軸線上の眺望景観の目指すべき姿

南北軸線上の眺望景観においては、視点場を設定し、原爆ドームの背景として大切にすべき範囲と、目指すべき姿を設定すべきである。

原爆ドームの背景として大切にすべき範囲は、平和記念資料館本館下を視点場として視対象である原爆ドームを注視したときの視野角約18度の幅に収めることとし、その範囲内においては、建物などが何も見えないような環境を目指すべきである。（図1、図3）

イ 目指すべき姿を実現するための取組

アの目指すべき姿を実現するため、大切にすべき範囲内において視点場からの距離に応じた高さ制限を導入すべきである。

高さ制限は、これが遵守されるよう、強制力を持った法的位置付けを付与するようにすべきである。（図2、図3）

具体的な高さ制限の導入に当たっての留意点は、以下のとおりである。

- ・ 平和記念公園内の既存の植栽による遮蔽効果に加え、さらに遮蔽効果が高まるよう植栽計画を詳細に検討した上で、
①原爆ドーム（本体部分）の背景となる範囲、②植栽による遮蔽効果が見込める範囲のそれぞれについて高さの基準を設定することが適当である。（図2、図3、図4）
- ・ 具体的な高さの基準及び高さを制限する範囲の奥行きの設定については、景観シミュレーションや、土地利用状況等を考慮して設定することが望ましい。（図4）
- ・ 高さを制限する範囲より北側のエリアについては、形態や色彩による基準を設けることなど、別途検討を深めることを求める。



図1 目指すべき姿

（南北軸線上の眺望景観の原爆ドームの背景として大切にすべき範囲内において、建物が何も見えない姿。植栽により一部の建物を遮蔽したもの。）

(2) その他の眺望景観(南北軸線上以外の眺望景観)のあり方について

その他の眺望景観(南北軸線上以外の眺望景観)については、望ましい景観の方向性について市民や関係者などとの共通認識が十分に持てていないのが現状であることから、共通認識を十分に醸成した上で、今後の景観誘導策のあり方を検討すべきである。

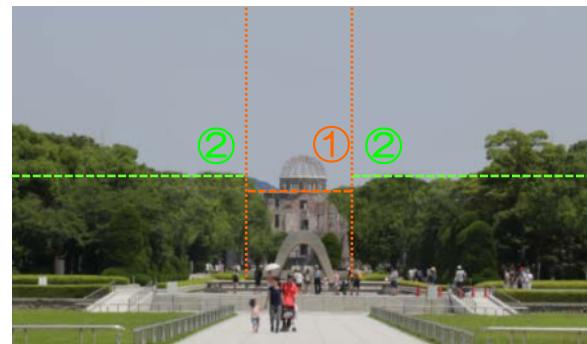


図2 目指すべき姿(補助線入り)

①の左右のオレンジ色の縦線で挟まれた範囲は、原爆ドーム（本体部分）の背景となり、植栽による遮蔽効果が見込めない範囲である。また、②の緑色の横線より下の範囲は、植栽による遮蔽効果が見込める範囲である。

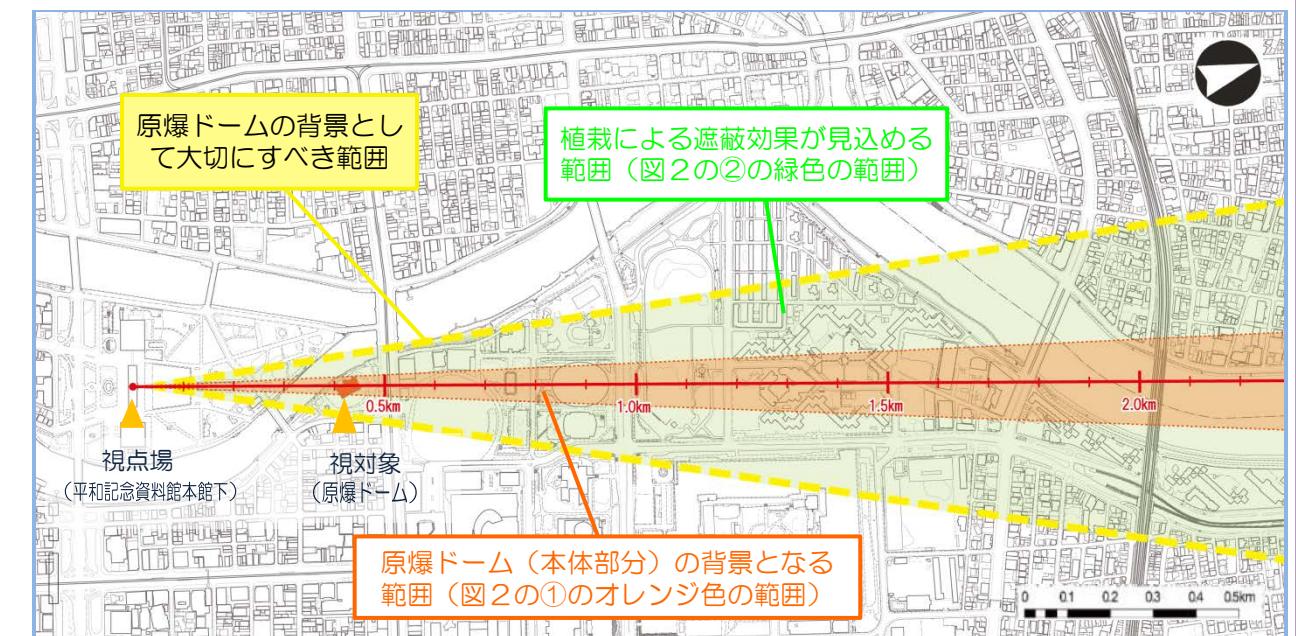


図3 原爆ドームの背景として大切にすべき範囲（視対象を注視した時の視野角約18度の幅）

図2を平面図で表したもので、原爆ドームの背景として大切にすべき範囲を黄色の線で囲んで示している。オレンジ色の範囲が図2の①のオレンジ色の線の範囲で、原爆ドーム（本体部分）の背景となる範囲である。緑色の範囲が図2の②の緑色の線の範囲で、植栽による遮蔽効果が見込める範囲である。

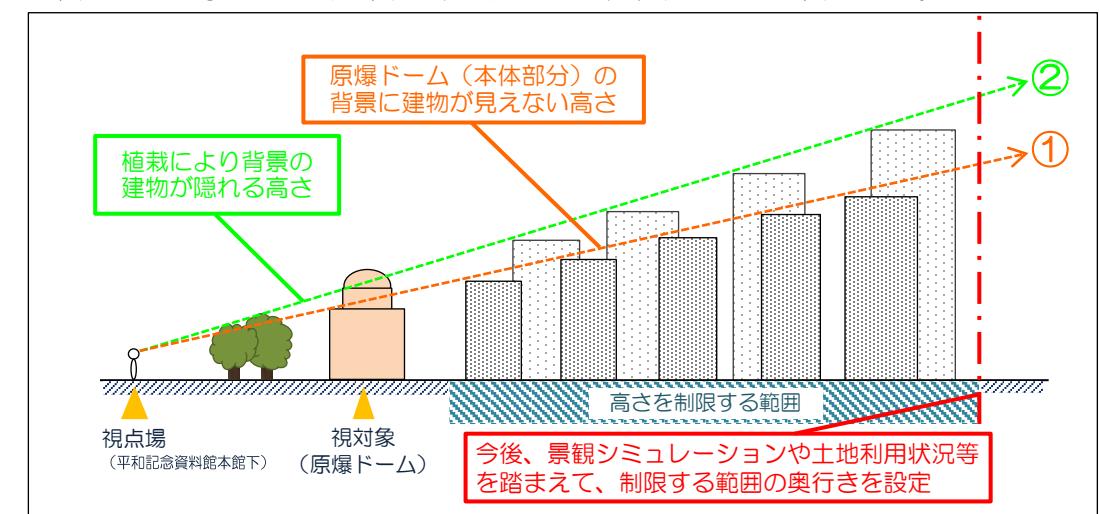


図3を断面から見たイメージ図で、高さの基準等の考え方のイメージを示している。原爆ドームの背景として大切にすべき範囲においては、図3の①のオレンジ色の範囲と、②の緑色の範囲に、それぞれ視点場からの距離に応じて、原爆ドームの背景に建物が見えないよう高さの基準を設定している。

広都計第730号

平成29年3月29日

広島市景観審議会

会長 杉本 俊多 様

広島市長 松井 一實

(都市整備局都市計画課)

原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について(諮問)



広島市景観条例(平成18年広島市条例第39号)第17条第2項の規定に基づき、
原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について、別紙理由書を添えて諮
問します。

質問理由

世界遺産である原爆ドームは、被爆の惨禍を伝える歴史の証人として、平和のメッセージを後世に伝える重要な役割を担っており、原爆ドームを含む平和記念公園は、原爆犠牲者を慰靈し、鎮魂する場であるとともに、核兵器廃絶と世界恒久平和を祈念する場、被爆の惨禍を後世に伝える場、平和を学び・考え・語り合う場、人々が集い、憩う場としての役割を有しています。

また、平和記念資料館本館、原爆死没者慰靈碑及び原爆ドームは、南北軸線上に配置されており、この原爆ドームを貫く南北の軸線を生かした景観は、平和都市広島を象徴する景観として、次世代に引き継ぐべき大切な存在です。

本市では、昭和56年3月に「広島市都市美計画」を策定し、良好な景観形成に向けた施策展開を早くから進めてきましたが、平和記念公園及びその周辺の区域については、平成7年9月の原爆ドームの世界遺産への推薦に当たり、「原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱」（以下「美観形成要綱」という。）を制定し、世界遺産の周辺にふさわしい景観の形成に取り組んできました。

その後、原爆ドームに隣接した街区での高層マンション建設を契機とした景観意識の高まりや、被爆60周年を機に平成18年3月に策定した「平和記念施設保存・整備方針」の中で、平和記念公園周辺の民有地を含む空間整備の基本方針として、「平和記念公園から見た原爆ドームの背景について、世界遺産にふさわしい景観を誘導する」としたことを踏まえ、平成18年11月に、更なる景観誘導の充実を図るため美観形成要綱を改正し、これまでの形態意匠に加えて建築物等の高さ制限を設けました。

平成20年には、景観誘導の実効性を高めるため、景観審議会での審議を経て、景観法に基づく「原爆ドーム及び平和記念公園周辺地区景観計画（素案）」を作成して地元説明を行いましたが、法的位置付けのある高さ制限への理解が得られず、平成21年7月には、議会において当該景観計画（素案）の白紙撤回を求める請願が採択されました。

このことを踏まえ、平成22年12月に、高さ制限については景観計画から一旦除外し、当面、美観形成要綱で対応し、景観形成上の高さのあり方について全市民的な議論を深めるなど、丁寧なプロセスを経ながら、地元理解の状況も踏まえ検討していくこととしました。

平成23年12月に公表した本市の市政推進に当たっての基本コンセプト「世界に誇れる『まち』の実現に向けて」では、広島の歴史を伝える魅力的な資源や豊かな水と緑に恵まれた自然を生かした個性的で魅力ある景観の形成を図り、美しく品のある都市景観を創出することを景観形成の方向性として掲げ、平成24年2月以降、原爆ドーム及び平和記念公園周辺での法的位置付けのある高さ制限の導入も視野に、様々なテーマで毎年景観シンポジウムを開催し、建物の形態や色彩、高さなどが調和したまちのあり様などについて、市民・事業者・行政による議論を深めてきました。

こうした取組の中で、平和都市広島を象徴する都市軸の存在や意義、景観を議論するときの視点の大切さなど多くのことを学び、これらを踏まえた上で、平成26年7月、景観形成の方針やルールなどを示した「広島市景観計画」を策定しました。

さらに、本年1月には、世界遺産原爆ドームを望む眺望景観のあり方をテーマに景観シンポジウムを開催し、各都市における眺望景観の保全の取組や個人の財産権と公共の福祉とのバランスの必要性などについて議論を深めるとともに、3月には、被爆70周年記念事業として、市民投票等により選定した広島らしい眺望景観を広く発信するためのパンフレット「Viewtiful(ビューティフル)!ひろしま」を作成し、その中で原爆ドームを望む眺望景観が多くの市民から高い評価を得ていることも確認できました。

また、昨年5月のオバマ大統領訪問などにより、この眺望景観が全世界に発信され、これを未来永劫に大切にする必要性が国内外の多くの人々に改めて認識されたものと考えています。

本市では、被爆75周年を迎える2020年までの核兵器廃絶を目指す「2020ビジョン」の積極的な展開を図っています。

原爆ドーム及び平和記念公園周辺における良好な景観形成に努めることは、このような平和に関する取組を推進するとともに、原爆ドーム及び平和記念公園の役割をより確かなものとし、平和のメッセージを全世界に発信していくための重要課題と認識しており、近年、国内外から広島を訪れる人々が年々増加している状況なども踏まえ、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観を一層望ましいものとして確実に保全・形成していくため、できるだけ早期に、より実効性の高い景観誘導の枠組みを構築していきたいと考えています。

その具体的な検討に際しては、まずは原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について、市民・事業者・行政で広く共通認識を深めることが必要と考えます。

以上のことから、原爆ドーム及び平和記念公園周辺の眺望景観のあり方について取りまとめてことといたく、貴審議会に諮問するものです。

広島市景観審議会眺望景観検討部会委員名簿

広島市景観審議会委員名簿

区分	職業・役職	ふりがな 氏名
学識経験者	広島大学名誉教授〔建築〕	すぎもと としまさ 杉本 俊多 (会長)
	広島大学名誉教授〔土木〕	ふじい かたし 藤井 堅
	広島工業大学名誉教授〔都市計画〕	もりやす ひろし 森保 洋之 (副会長)
	広島修道大学国際コミュニティ学部地域行政学科教授〔環境〕	みうら ひろゆき 三浦 浩之
	広島市立大学芸術学部デザイン工芸学科教授〔都市景観〕	よしだ ゆきひろ 吉田 幸弘 (職務代理者)
	ポップラ・ペアレンツ・クラブ理事〔まちづくり〕	まさもと だい 正本 大
	カラースタジオ「I R I S」代表取締役〔色彩〕	こだま のりこ 児玉 紀子
	広島大学大学院社会科学研究科・法学部准教授〔行政法〕	おりはし ようすけ 折橋 洋介
	(公社) 広島県建築士会会員〔建築士〕	たかた ゆみ 高田 由美
各種団体推薦委員	広島広告美術協同組合理事長〔広告業〕	うちだ けんじ 内田 賢司
	広島県屋外広告士会会长〔屋外広告士〕	さかもと ひろあき 坂本 廣明
市民委員		なかがわ けいこ 中川 圭子
		なかしろ ひでのり 中城 秀典

職業・役職	ふりがな 氏名
広島大学名誉教授〔建築〕	すぎもと としまさ 杉本 俊多
広島工業大学名誉教授〔都市計画〕	もりやす ひろし 森保 洋之 (部会長)
広島市立大学芸術学部デザイン工芸学科教授〔都市景観〕	よしだ ゆきひろ 吉田 幸弘
広島大学大学院社会科学研究科・法学部准教授〔行政法〕	おりはし ようすけ 折橋 洋介
(公社) 広島県建築士会会員〔建築士〕	たかた ゆみ 高田 由美

(敬称略)

(敬称略)